

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

薩摩川内市及びいちき串木野市の平成26～30年の人口及び世帯数の推移は、表3.2-1に示すとおり、過去5年間の人口推移を見ると、薩摩川内市及びいちき串木野市いずれも減少傾向にあり、平成30年10月1日現在で薩摩川内市が93,927人、いちき串木野市が28,032人となっている。

表3.2-1 人口及び世帯数の推移

各年10月1日現在

市 町	項 目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
薩摩川内市	世 帯 数	40,901	40,686	40,775	40,765	40,945	
	人 口	男 女 計	96,704	96,076	95,496	94,622	93,927
		男	46,067	45,926	45,753	45,360	45,111
		女	50,637	50,150	49,743	49,262	48,816
	1世帯当りの人員	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	
いちき 串木野市	世 帯 数	12,198	12,159	12,143	12,073	12,000	
	人 口	男 女 計	29,788	29,282	28,902	28,361	28,032
		男	13,850	13,609	13,436	13,169	13,031
		女	15,938	15,673	15,466	15,192	15,001
	1世帯当りの人員	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3	

出典) 「鹿児島県統計情報(人口・世帯)」(鹿児島県HP、令和元年8月閲覧)

(2) 産業の状況

① 産業構造及び産業配置

薩摩川内市及びいちき串木野市の平成27年における産業別就業者数は、表3.2-2に示すとおり、いずれの市も第3次産業の就業者数が多く、大分類別ではいずれの市も第2次産業の製造業の占める割合が多い。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成27年）

部門	大分類	薩摩川内市		いちき串木野市	
		(人)	(%)	(人)	(%)
第1次産業	農業、林業	2,472	5.5	622	4.7
	漁業	331	0.7	152	1.1
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	23	0.1	22	0.2
	建設業	4,907	10.9	1,264	9.5
	製造業	7,959	17.7	2,442	18.4
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	688	1.5	34	0.3
	情報通信業	154	0.3	53	0.4
	運輸業、郵便業	1,551	3.5	650	4.9
	卸売業、小売業	6,249	13.9	1,969	14.8
	金融業、保険業	640	1.4	178	1.3
	不動産業、物品賃貸業	398	0.9	99	0.7
	学術研究、専門・技術サービス業	755	1.7	243	1.8
	宿泊業、飲食サービス業	2,530	5.6	780	5.9
	生活関連サービス業、娯楽業	1,479	3.3	540	4.1
	教育、学習支援業	1,716	3.8	501	3.8
	医療、福祉	7,412	16.5	2,317	17.4
	複合サービス事業	571	1.3	205	1.5
	サービス業（他に分類不能）	2,231	5.0	603	4.5
	公務（他に分類されるものを除く）	2,267	5.0	585	4.4
分類不能の産業		559	1.2	30	0.2
	総数	44,892	100	13,289	100

注）総数は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないこともある。

出典）「都道府県・市町村別統計表（男女別人口、年齢3区分・割合、就業者、昼間人口など）」

（総務省、平成29年）

② 生産量及び生産額

イ. 農業

薩摩川内市及びいちき串木野市における平成 29 年の農業産出額は、表 3.2-3 に示すとおり、いずれの市も肉用牛の産出額が多い。

表 3.2-3 農業産出額（平成 29 年）

単位：1,000 万円

種別		薩摩川内市	いちき串木野市
耕 種	米	204	32
	麦類	×	—
	雑穀	0	0
	豆類	0	0
	いも類	2	3
	野菜	119	30
	果実	43	26
	工芸農作物	26	1
	その他作物	×	1
	小計（ア）	406	97
畜 産	肉用牛	401	206
	乳用牛	10	—
	生乳	8	—
	豚	29	×
	鶏	202	52
	鶏卵	7	51
	ブロイラー	195	×
	その他畜産物	0	×
小計（イ）	642	261	
加工農産物（ウ）		16	0
農業産出額 合計（ア＋イ＋ウ）		1,064	358

注）1 数値については表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

2 「0」は単位に満たないもの、「—」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

出典）「市町村別農業産出額（推計）2017 年」（農林水産省、平成 31 年）

ロ. 林業

薩摩川内市及びいちき串木野市における平成 30 年度の所有形態別林野面積は、表 3.2-4 に示すとおり、いずれの市も私有林が多い。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（平成 30 年度）

単位：ha

区分	薩摩川内市	いちき串木野市
森林面積	46,140	6,885
国有林	4,009	1,262
民有林	42,131	5,623
県有林	416	1
市町村林	5,776	195
私有林	35,938	5,427

出典）「平成 30 年度森林・林業統計」（鹿児島県、平成 31 年）

ハ. 水産業

薩摩川内市及びいちき串木野市における平成 29 年の海面漁業の種類別漁獲量は、表 3.2-5 に示すとおり、薩摩川内市が刺網漁、いちき串木野市が船びき網漁の漁獲量が多い。なお、いちき串木野市の串木野漁港は、遠洋マグロ漁業基地でもある。

表 3.2-5 海面漁業の種類別漁獲量（平成 29 年）

単位：t

漁業種類		薩摩川内市	いちき串木野市
底びき網	遠洋底びき網	—	—
	以西底びき網	—	—
	沖合底びき網	—	—
	小型底びき網	46	—
船びき網		290	636
まき網	大中型まき網	—	—
	中・小型まき網	×	—
刺網		619	12
敷網		—	—
定置網		231	—
その他の網漁業		×	—
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄	—
		近海まぐろはえ縄	—
		沿岸まぐろはえ縄	—
	その他のはえ縄	—	11
はえ縄以外の釣	かつお 1 本釣	—	—
	いか釣	1	×
	ひき縄釣	30	—
	その他の釣	71	40
採貝・採藻		1	—
その他の漁業		15	×
漁獲量総計		1,417	15,759

注) 表中の「-」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

出典) 「海面漁業生産統計調査 平成 29 年産市町村別データ」(農林水産省、平成 31 年)

川内川における平成 29 年の内水面漁業の種別水揚高及び金額は、表 3.2-5 に示すとおり、水揚高はかにが、金額はしらすうなぎが多い。

表 3.2-6 内水面漁業の種別水揚高及び金額（平成 29 年）

単位：kg、千円

種別	水揚高	金額	種別	水揚高	金額
しらすうなぎ	42	51,019	このしろ	200	20
こい	218	104	せいご	20	20
ぼら	144	32	あゆ	1,322	2,842
ちぬ	200	30	かに	4,483	5,492
ふなぎ	48	19	えび	284	682
うなぎ	840	3,276	しじみ	200	40
いのこ	200	30	その他	640	294
すずき	35	70	計	8,876	63,970

出典) 「統計さつませんたい 平成 30 年度版」(薩摩川内市、平成 31 年)

二. 商業

薩摩川内市及びいちき串木野市における平成 26 年の年間商品販売額は、表 3.2-7 に示すとおり、薩摩川内市が 1,442 億円、いちき串木野市が 306 億円となっている。

表 3.2-7 年間商品販売額（平成 26 年）

産業分類	内 容	薩摩川内市	いちき串木野市
卸売業	事業所数	181	44
	従業者数（人）	1,074	195
	年間商品販売額（百万円）	64,127	13,197
小売業	事業所数	836	273
	従業者数（人）	4,565	1,245
	年間商品販売額（百万円）	80,081	17,421
合計	事業所数	1,017	317
	従業者数（人）	5,639	1,440
	年間商品販売額（百万円）	144,208	30,618

出典）「平成 26 年 商業統計表 第 3 巻産業編（市区町村表）」（経済産業省、平成 27 年）

ホ. 工業

薩摩川内市及びいちき串木野市における平成 26 年の年間製造業品出荷額は、表 3.2-8 に示すとおり、薩摩川内市が 1,940 億円、いちき串木野市が 626 億円となっている。

表 3.2-8 年間製造品出荷額（平成 26 年）

単位：万円

産 業 分 類	薩摩川内市	いちき串木野市
食料品製造業	1,536,361	3,605,387
飲料・たばこ・飼料製造業	653,926	1,450,968
繊維工業	×	—
木材・木製品製造業（家具を除く）	215,173	13,702
家具・装備品製造業	44,371	—
パルプ・紙・紙加工品製造業	2,593,058	×
印刷・同関連業	82,779	—
化学工業	214,970	—
石油製品・石炭製品製造業	×	—
ゴム製品製造業	—	×
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	121,164	—
窯業・土石製品製造業	11,172,951	123,631
鉄鋼業	×	—
非鉄金属製造業	×	×
金属製品製造業	699,068	80,983
はん用機械器具製造業	114,581	×
生産用機械器具製造業	402,142	×
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1,278,481	×
電気機械器具製造業	137,701	—
輸送用機械器具製造業	—	189,761
その他の製造業	61,932	—
製造業 計	19,403,507	6,262,475

注）表中の「-」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

出典）「平成 26 年 工業統計表（市町村編）」（経済産業省、平成 28 年）

3.2.2 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺における土地利用の状況は、表 3.2-9 に示すとおり、いずれの市も山林の比率が最も多く、次いでその他となっている。また、「国土数値情報土地利用細分メッシュ」に基づく土地利用図は図 3.2-1、「国土利用計画法」（昭和 46 年法律第 100 号）に基づく用途地域は図 3.2-2 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には、国有林、農用地区域等がある。

表 3.2-9 土地利用の状況

市 町			薩摩川内市	いちき串木野市
統計年度			平成 30 年	平成 29 年
総面積 (km ²)			682.920	112.30
土地の地目	田	面積 (km ²)	44.918	7.25
		比率 (%)	6.6	6.5
	畑	面積 (km ²)	34.480	8.85
		比率 (%)	5.0	7.9
	宅地	面積 (km ²)	26.236	6.30
		比率 (%)	3.8	5.6
	山林	面積 (km ²)	308.270	53.72
		比率 (%)	45.1	47.8
	原野	面積 (km ²)	59.853	—
		比率 (%)	8.8	—
	雑種地	面積 (km ²)	15.593	—
		比率 (%)	2.3	—
	その他	面積 (km ²)	193.570	36.18
		比率 (%)	28.3	32.2

注) 各市の面積は 1 月 1 日現在、「—」は該当数字がないものである。

出典) 「統計さつません дай 平成 30 年度版」(薩摩川内市、平成 31 年)

「統計いちき串木野—平成 30 年度版—」(いちき串木野市、平成 30 年)



図 3.2-1(1) 土地利用図

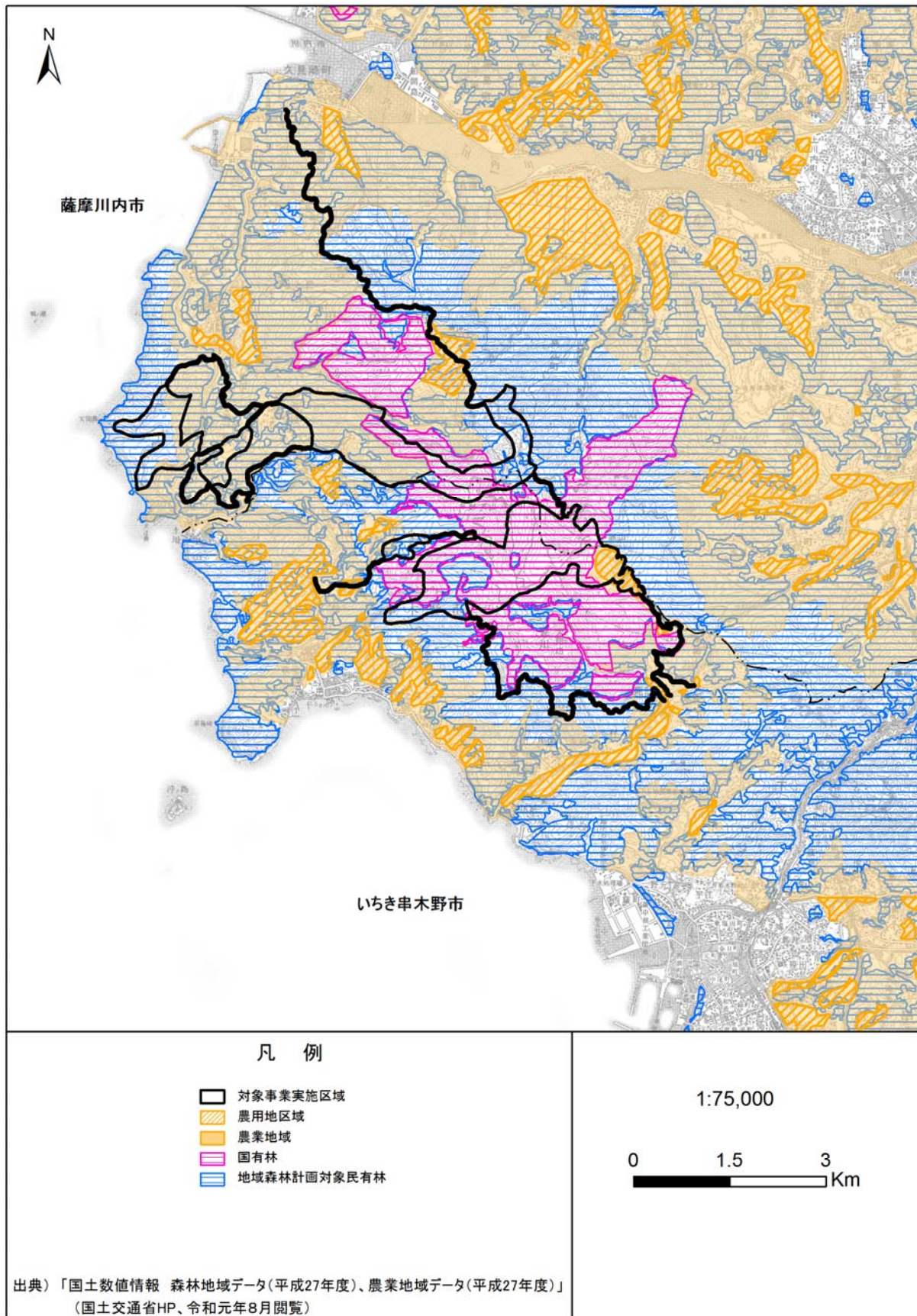


図 3.2-1(2) 土地利用図

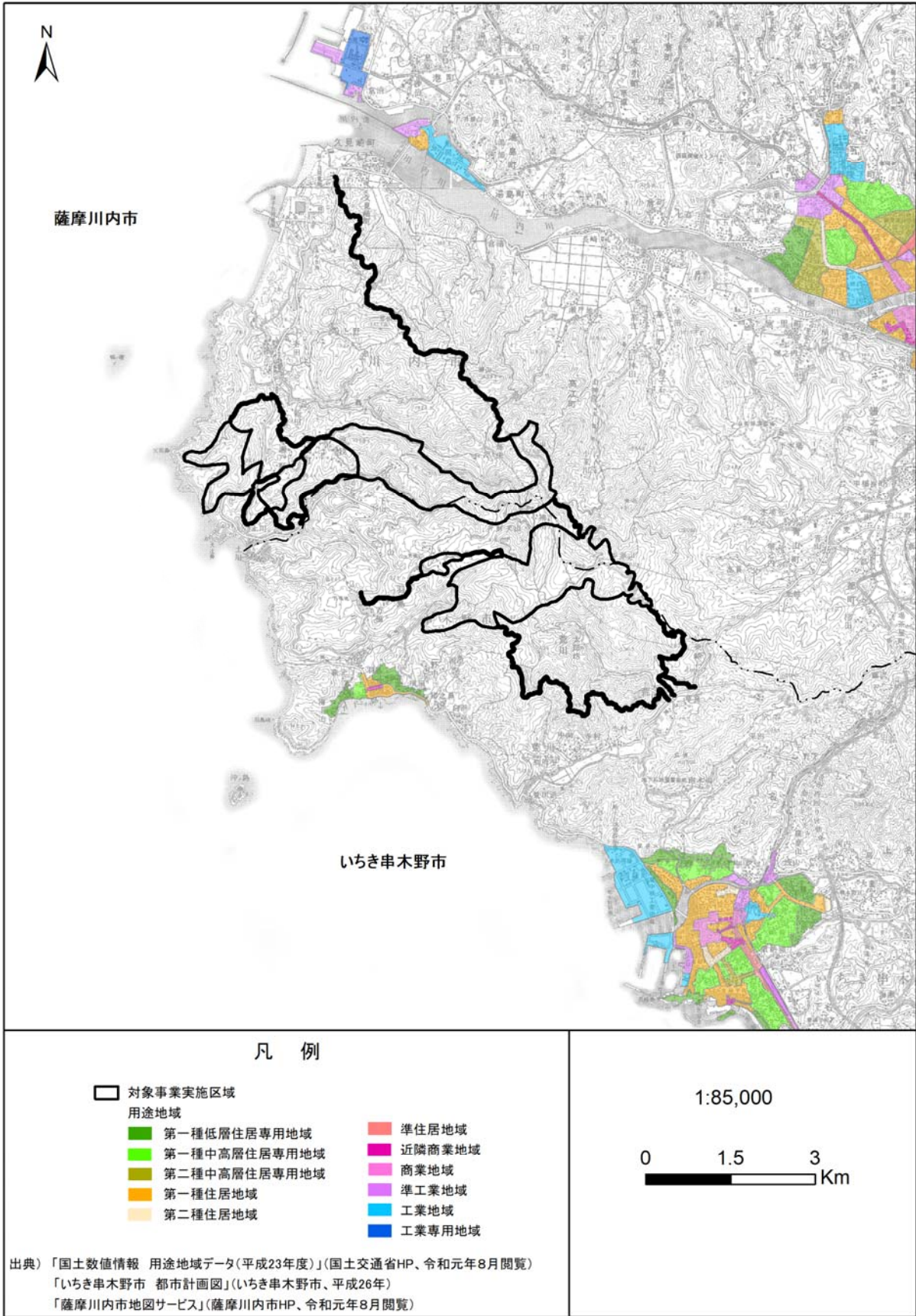


図 3.2-2 用途地域

3.2.3 河川及び地下水の利用の状況

(1) 河川の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺における主な河川は、薩摩川内市に一級河川の川内川水系川内川とその支川及び二級河川の轟川水系轟川、いちき串木野市に二級河川の土川川水系土川川、平身川水系平身川、荒川水系荒川及び五反田川水系五反田川がある。

薩摩川内市及びいちき串木野市における水道の整備状況は表 3.2-10 に示すとおりである。

表 3.2-10 水道の整備状況

市町	区分	箇所数	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)	
薩摩川内市	合計	17	95,195	93,084	97.4	
	上水道	1	90,000	88,363		
	簡易水道	2	4,940	4,466		
	専用水道	自己水源	12	255		255
		その他	2	0		0
いちき 串木野市	合計	5	30,850	28,018	99.3	
	上水道	3	28,200	27,570		
	簡易水道	0	0	0		
	専用水道	自己水源	2	2,650		448
		その他	0	0		0

出典) 「平成 30 年度版鹿児島県の水道 (平成 29 年度水道統計調査)」 (鹿児島県、令和元年)

対象事業実施区域及びその周辺における漁業権は、表 3.2-11、表 3.2-12 及び図 3.2-3 に示すとおり、川内川の本川及び支川に設定されている。

表 3.2-11 河川における漁業権の設定状況

河川名	漁業権者の名称	漁業権の免許番号
川内川	川内川漁業協同組合	鹿内共第 4 号、鹿内共第 5 号
	川内市内水面漁業協同組合	鹿内共第 4 号、鹿内共第 5 号、鹿内共第 7 号

注) 漁業権の免許番号の「鹿内共第 5 号」は、川内川の上流地域での漁業権である。

出典) 「鹿児島県商工労働水産部水産振興課資料」 (鹿児島県、平成 30 年)

表 3.2-12 内水面共同漁業権の設定状況

漁場 番号	漁業権 類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限 又は 条件	関係区域
鹿内協 第 4 号	第 5 種 共同漁 業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 もくずがに 漁業 てながえび 漁業	1 月 1 日～ 12 月 31 日	薩摩川内 市、薩摩 郡さつま 町の川内 川本流及 び支流	基点 1 と点 a を結んだ線か ら基点 2 と基点 3 を結んだ 線までの川内川本流及び支 流のうち高城川、麦之浦 川、長尾川、平良川、隈之 城川、平佐川、倉浦川、八 間川、八倉川、田海川、樋 渡川、岩切川、山田川、樋 脇川、市比野川、後川内 川、倉野川、久富木川、大 山口川、五反田川、泊野 川、海老川、夜星川、大薄 川、中間川、穴川、大王 川、南方川、南川、前川、 浦川内川、柳野川の区域。 ただし、各河川において次 の点から河川と垂直に交わ る線より上流の区域を除 く。	なし	薩摩川内 市の旧川 内市、旧 薩摩郡東 郷町、旧 薩摩郡樋 脇町、旧 薩摩郡入 来町、旧 薩摩郡祁 答院町及 び薩摩郡 さつま町 の区域
鹿内協 第 7 号	第 1 種 共同漁 業	しじみ漁業 はまぐり 漁業	1 月 1 日～ 12 月 31 日	薩摩川内 市の川内 川本流及 び支流	基点 1 と点 a を結んだ線か ら基点 2 と基点 3 を結んだ 線までの川内川本流及び支 流のうち高城川、平良川、 隈之城川の区域。ただし、 各河川において次の点から 河川と垂直に交わる線より 上流の区域を除く。	なし	薩摩川内 市の旧川 内市の区 域

注) 第 1 種：藻類、貝類等定着性のものを目的とする漁業。

第 5 種：内水面（河川・湖沼）で営む漁業。

出典) 「鹿児島県商工労働水産部水産振興課資料」（鹿児島県、平成 30 年）

(2) 地下水の利用状況

薩摩川内市及びいちき串木野市における地下水の利用状況は、表 3.2-13 に示すとおり、地下水はいずれの市も主に上水道及び簡易水道に利用されている。

表 3.2-13 地下水の利用状況（平成 29 年度）

単位：千 m³

水源	薩摩川内市		いちき串木野市	
	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道
地表水	4,992	566.254	0	—
地下水	伏流水	0	1,335	—
	浅井戸	0	290	
	深井戸	4,249	2,398	
湧水	1,593	—	604	—
その他	—	0	—	—
合計	10,834	724.558	4,627	—

注) 表中の「-」は事実のないものを示す。

出典) 「平成 30 年度版鹿児島県の水道（平成 29 年度水道統計調査）」（鹿児島県、令和元年）

対象事業実施区域及びその周辺における水道水源等の状況は、表 3.2-14～16 及び図 3.2-4 に示すとおりである。

表 3.2-14 水源の状況

地区名	名称	水源種別
薩摩川内市	土川水源	深井戸
	寄田第 1 水源	深井戸
	寄田第 2 水源	深井戸
	高江水源地	深井戸
	青山水源地	深井戸
	木場谷上水源地	深井戸
	堀之内水源地	深井戸
	乗越水源地	深井戸
	高貴水源地	湧水
いちき串木野市	土川水源地	地下水
	小ヶ倉水源地	湧水
	萩元水源地	表流水
	白浜水源地	湧水 2 箇所
	太郎坊浄水場	表流水
	野下口	湧水
	五反田川	伏流水
	下小屋原	浅井戸
	鍋田水源地	深井戸
	七曲	深井戸
	田之元	深井戸
	たたら元	深井戸
	早馬	深井戸
	中高畑	深井戸
	前床	深井戸

出典) 「薩摩川内市資料」（薩摩川内市、令和元年）

「いちき串木野市資料」（いちき串木野市、令和元年）

表 3.2-15 配水池の状況

地区名	名称	
薩摩川内市	港配水池	池之段配水池
	久見崎配水池	高江配水池
	上野配水池	冷水高区配水池
	寄田配水池（中継ポンプ場）	永野配水池
	丸羽山配水池（中継ポンプ場）	土川配水池
	木場谷上配水池	堀之内配水池
	高貫配水池	乗越配水池
いちき串木野市	土川配水池	荒川第4配水池
	下山配水池	旭第1配水池
	平山配水池	旭第2配水池
	万福配水池	深田配水池
	羽島第6配水池	第3配水池
	萩元配水池	第8配水池
	白浜配水池	山之神第1配水池
	荒川第1配水池	大菌配水池
	荒川第2配水池	唐舟配水池
	荒川第3配水池	

出典) 「薩摩川内市資料」(薩摩川内市、令和元年)
「いちき串木野市資料」(いちき串木野市、令和元年)

表 3.2-16 関連施設の状況

地区名	名称	
薩摩川内市	小倉給水ポンプ施設	清水第3増圧ポンプ場
	清水第1増圧ポンプ場	中福良中継ポンプ場
	清水第2増圧ポンプ場	柿田中継ポンプ場
	高貫中継ポンプ場	高貫加圧ポンプ施設
いちき串木野市	第3圧力調整槽	旭ポンプ場
	萩元調整槽	深田ポンプ場
	白浜減圧槽	山之神浄水場

出典) 「薩摩川内市資料」(薩摩川内市、令和元年)
「いちき串木野市資料」(いちき串木野市、令和元年)

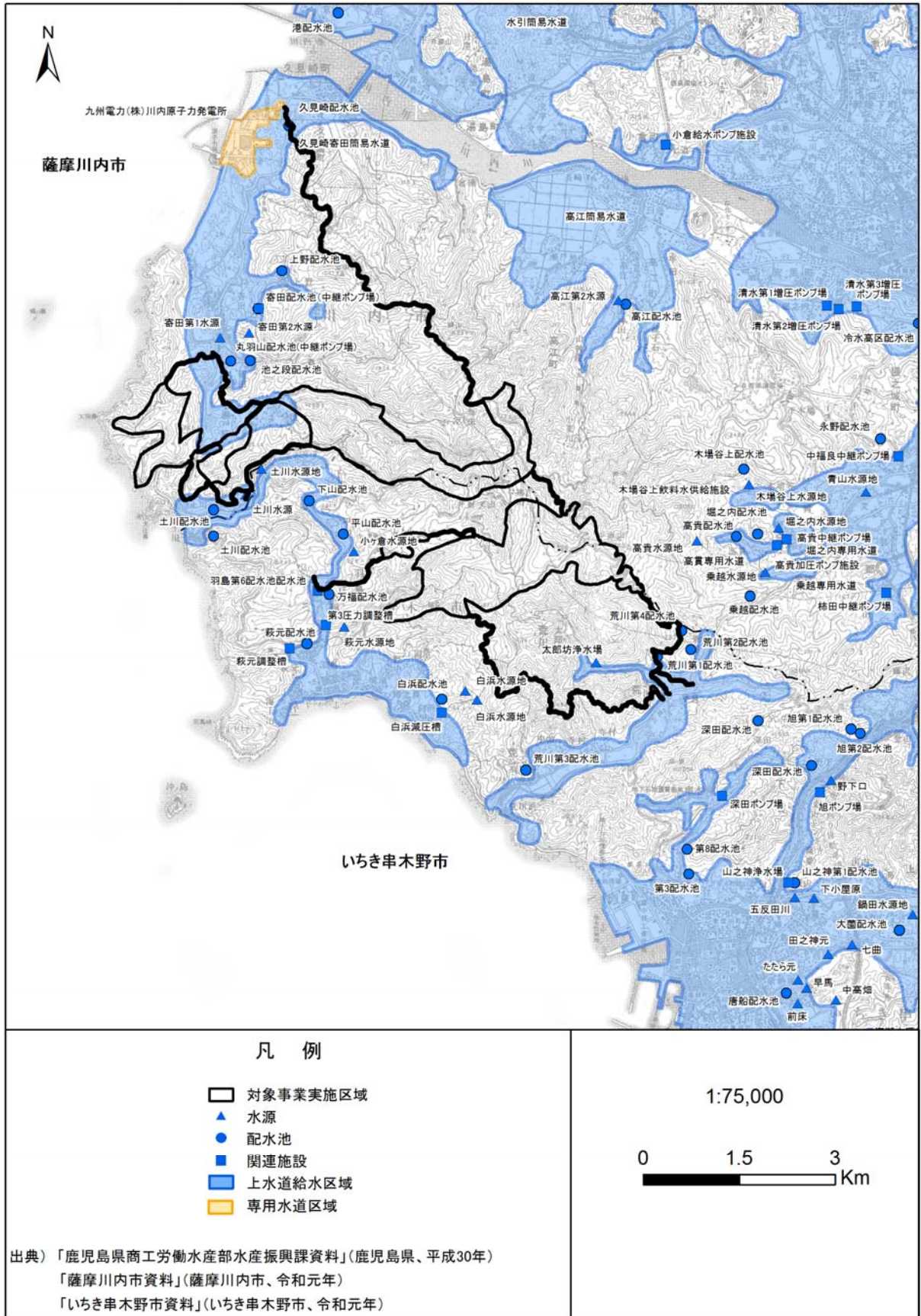


図 3.2-4 水源利用状況

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

① 道路

対象事業実施区域及びその周辺における主要な道路及び交通量の状況は、表 3.2-17 及び図 3.2-5 に示すとおりである。

主要な道路としては、国道 3 号、川内串木野線（県道 43 号）、荒川川内線（県道 313 号）、京泊草道線（県道 338 号）等がある。

表 3.2-17 対象事業実施区域及びその周辺の主要な交通の状況

図中 番号	道路種別	路線名	観測地点地名	昼間 12 時間 自動車類 交通量 (台)	昼間 12 時間 大型車混入率 (%)
①	一般国道	国道 3 号	いちき串木野市 金山	8,000	8.6
②	一般国道	国道 3 号	薩摩川内市大小 路町	21,406	4.4
③	一般国道	国道 3 号	薩摩川内市上川 内町	13,119	10.7
④	一般国道 (南九州自動車道)	国道 3 号	いちき串木野市 下名	11,958	13.2
⑤	一般国道 (南九州自動車道)	国道 3 号	薩摩川内市宮里 町	4,170	23.4
⑥	主要地方道	串木野樋脇線 (県道 39 号)	いちき串木野市 上名字生野	3,116	6.6
⑦	主要地方道	川内串木野線 (県道 43 号)	いちき串木野市 野元	2,926	8.3
⑧	主要地方道	川内串木野線 (県道 43 号)	—	2,217	5.6
⑨	主要地方道	川内串木野線 (県道 43 号)	薩摩川内市宮里 町	5,632	8.9
⑩	主要地方道	京泊大小路線 (県道 44 号)	薩摩川内市五代 町	4,769	6.8
⑪	一般県道	荒川川内線 (県道 313 号)	—	4,039	1.6
⑫	一般県道	京泊草道線 (県道 338 号)	薩摩川内市港町	3,445	41.6

注) 1. 12 時間交通量は、平日の 7～19 時に測定した往復交通量である。

2. 図中番号は、図 3.2-5 に対応する。

3. 「⑧川内串木野線」及び「⑪荒川川内線」は、交通量の観測は行われておらず、斜体で示したデータは推定値である。

出典) 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省、平成 29 年)

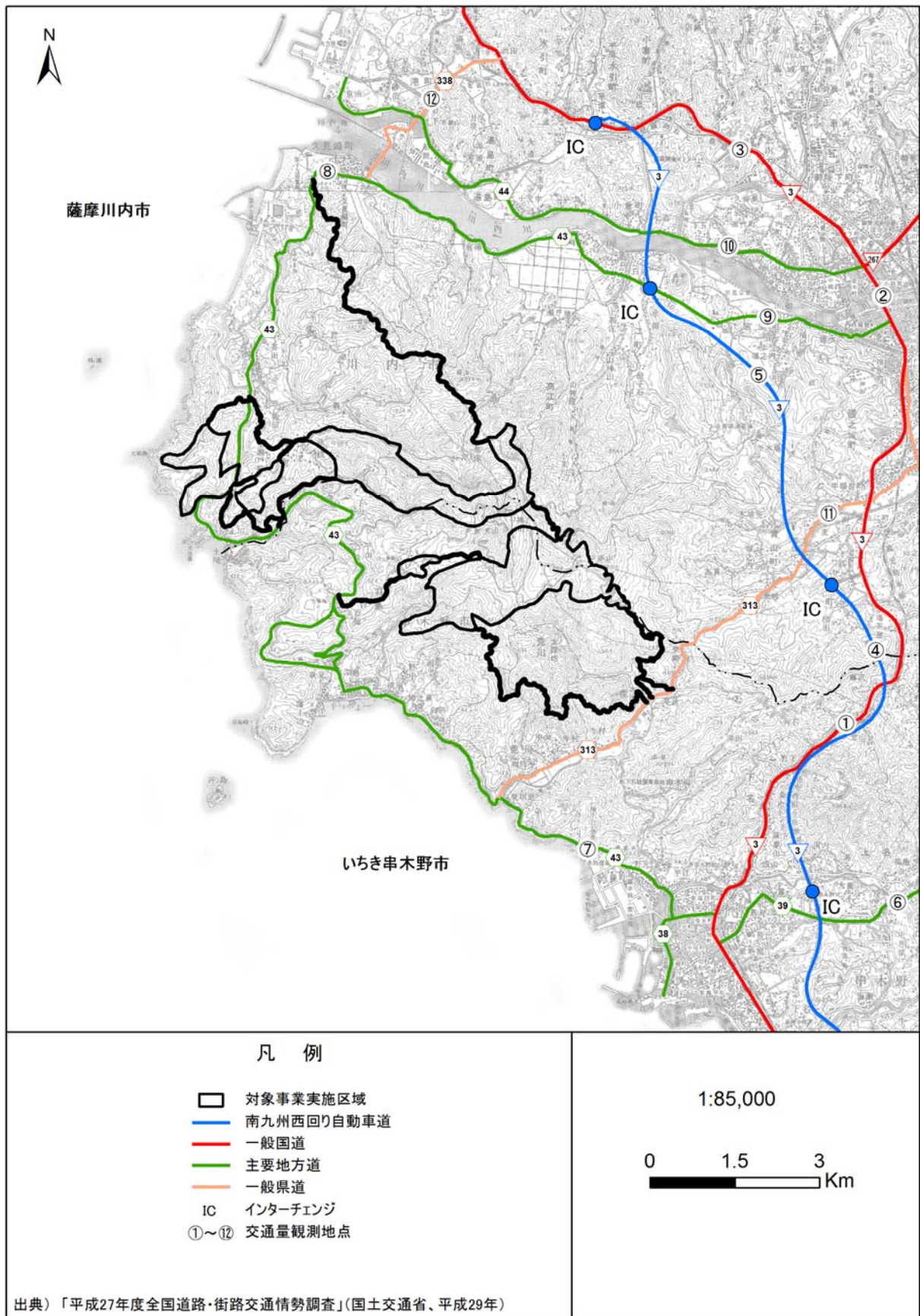


図 3.2-5 主要な道路及び交通量観測地点

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

対象事業実施区域及びその周辺 2 km 範囲の学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は、表 3.2-18 及び図 3.2-6 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺 2 km 範囲における学校、病院及び福祉施設は、学校が 3 校、病院が 1 件、福祉施設等が 3 件あり、対象事業実施区域から最も近い施設は、荒川小学校で約 0.6km となっている。

表 3.2-18 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

分類	施設名	所在地
小学校	羽島小学校	いちき串木野市羽島 5359
	荒川小学校	いちき串木野市荒川 2347-1
中学校	羽島中学校	いちき串木野市羽島 5355
病院	牧野医院	いちき串木野市羽島 3554
福祉施設等	グループホームお多麻さんの家	薩摩川内市寄田町 885-1
	羽島保育園	いちき串木野市羽島 3595-3
	介護老人保健施設 ゆくさ白浜	いちき串木野市羽島 265-15

出典) 「国土数値情報 学校データ (平成 25 年度)、医療機関データ (平成 26 年度)、福祉施設データ (平成 27 年度)」 (国土交通省 HP、令和元年 8 月閲覧)

(2) 住宅の配置の状況

対象事業実施区域及びその周辺 2 km 範囲の住宅分布状況は、図 3.2-6 に示すとおりである。

対象事業実施区域に位置する住宅は 24 戸あるが、このうち 20 戸は搬出道路沿いである。

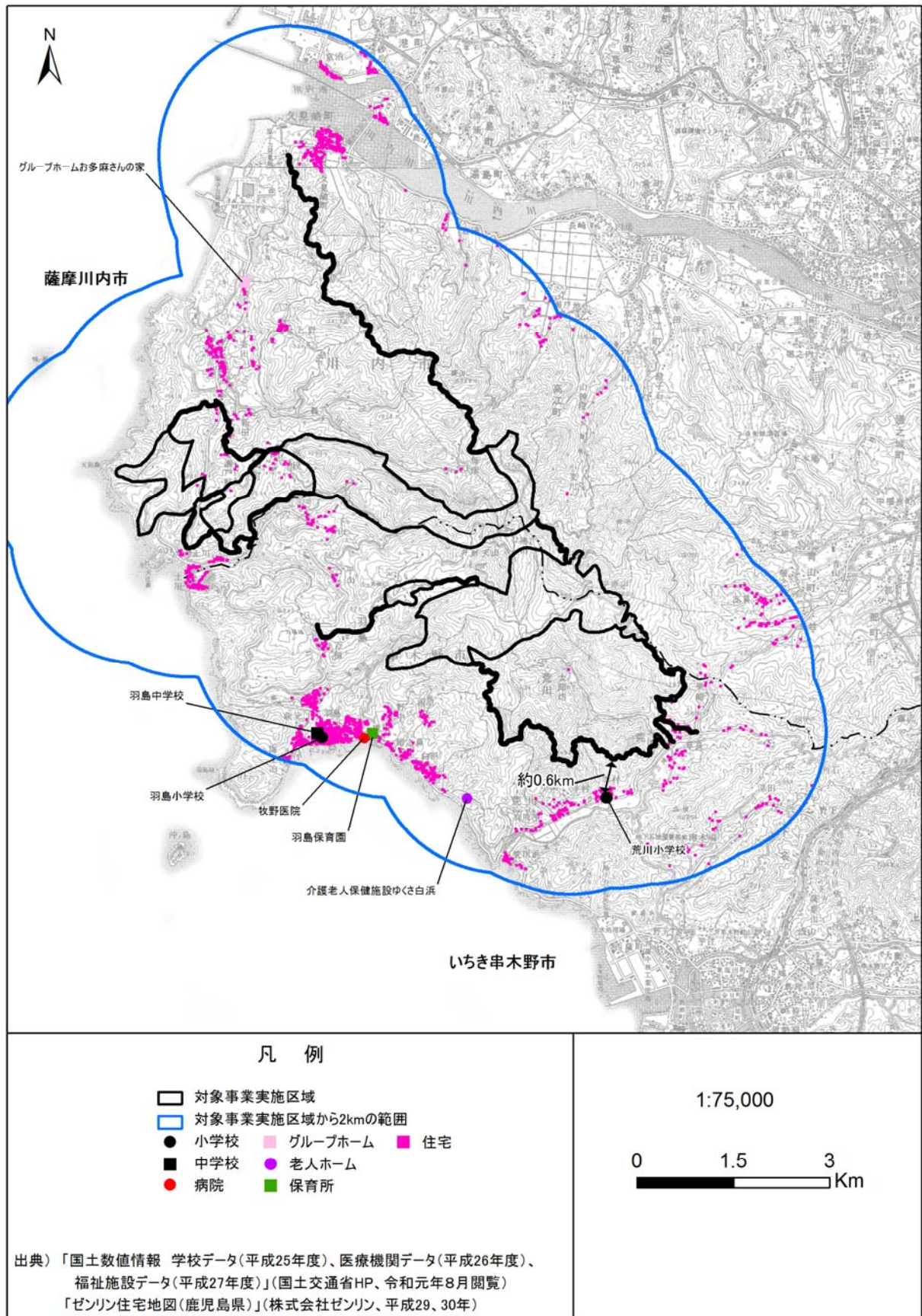


図3.2-6 対象事業実施区域から2kmの範囲の配慮が必要な施設及び住宅の分布状況

3.2.6 下水道の整備状況

薩摩川内市及びいちき串木野市における汚水処理施設の整備状況は、表 3.2-19 に示すとおりである。人口普及率は薩摩川内市が 74.2%、いちき串木野市が 78.7%となっている。

表 3.2-19 汚水処理人口普及率（平成 29 年度末）

項 目		薩摩川内市	いちき串木野市
住民基本台帳人口（千人）		95.6	28.2
汚水処理人口（千人）		70.9	22.2
人口普及率（%）		74.2	78.7
下水道	普及人口（千人）	9.9	10.4
	普及率（%）	10.3	36.8
農業集落排水施設等 （漁業集落排水施設を含む）	普及人口（千人）	4.1	0.3
	普及率（%）	4.3	1.1
浄化槽	普及人口（千人）	55.6	11.5
	普及率（%）	58.2	40.9
コミュニティプラント	普及人口（千人）	1.4	—
	普及率（%）	1.4	—

注）表中の「—」は事実のないものを示す。

出典）「市町村別汚水処理人口普及率（平成 29 年度末）」（鹿児島県、平成 30 年）

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

薩摩川内市、いちき串木野市及び鹿児島県における一般廃棄物の処理状況は表 3.2-20 に示すとおりである。

平成 29 年度の総排出量は薩摩川内市が 28,734t、いちき串木野市が 9,979t となっている。

表 3.2-20 一般廃棄物の処理状況（平成 29 年度）

区分	薩摩川内市	いちき串木野市	鹿児島県
総排出量(t)	28,734	9,979	554,215
処理量(t)	27,823	9,979	544,535
中間処理後再生利用量(t)	1,258	757	54,732
リサイクル率(%)	10.3	7.6	15.7
最終処分量(t)	3,582	1,012	61,112

注：リサイクル率は、本表に記載のない直接資源化量等により算出されている。

出典）「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省、平成 30 年）

(2) 産業廃棄物の状況

鹿児島県における平成 27 年度の産業廃棄物の排出状況は、表 3.2-21 に示すとおりであり、平成 27 年度の 1 年間の排出量は 8,365 千 t である。

また、対象事業実施区域から半径約 50km の範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分施設の施設数は表 3.2-22、立地状況は図 3.2-7 に示すとおりである。

表 3.2-21 産業廃棄物の排出状況（平成 27 年度）

（単位：千 t）

県	総排出量	有効利用量	減量化量	最終処分量
鹿児島県	8,365	5,845	2,402	118

出典）「鹿児島県廃棄物処理計画」（鹿児島県、平成 28 年）

表 3.2-22 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町村	中間処理施設	中間処理施設 及び最終処分施設	最終処分施設
鹿児島県	鹿児島市	66	3	5
	阿久根市	2	0	0
	出水市	11	0	0
	薩摩川内市	18	1	0
	いちき串木野市	9	0	0
	日置市	9	0	2
	霧島市	6	0	0
	南さつま市	5	0	0
	南九州市	3	0	0
	伊佐市	1	1	0
	始良市	5	0	0
	さつま町	3	0	0
	長島町	1	0	0
	湧水町	2	0	0
熊本県	水俣市	11	0	0
	天草市	2	0	0

出典）「国土数値情報 廃棄物処理施設データ（平成 24 年度）」（国土交通省 HP、令和元年 8 月閲覧）

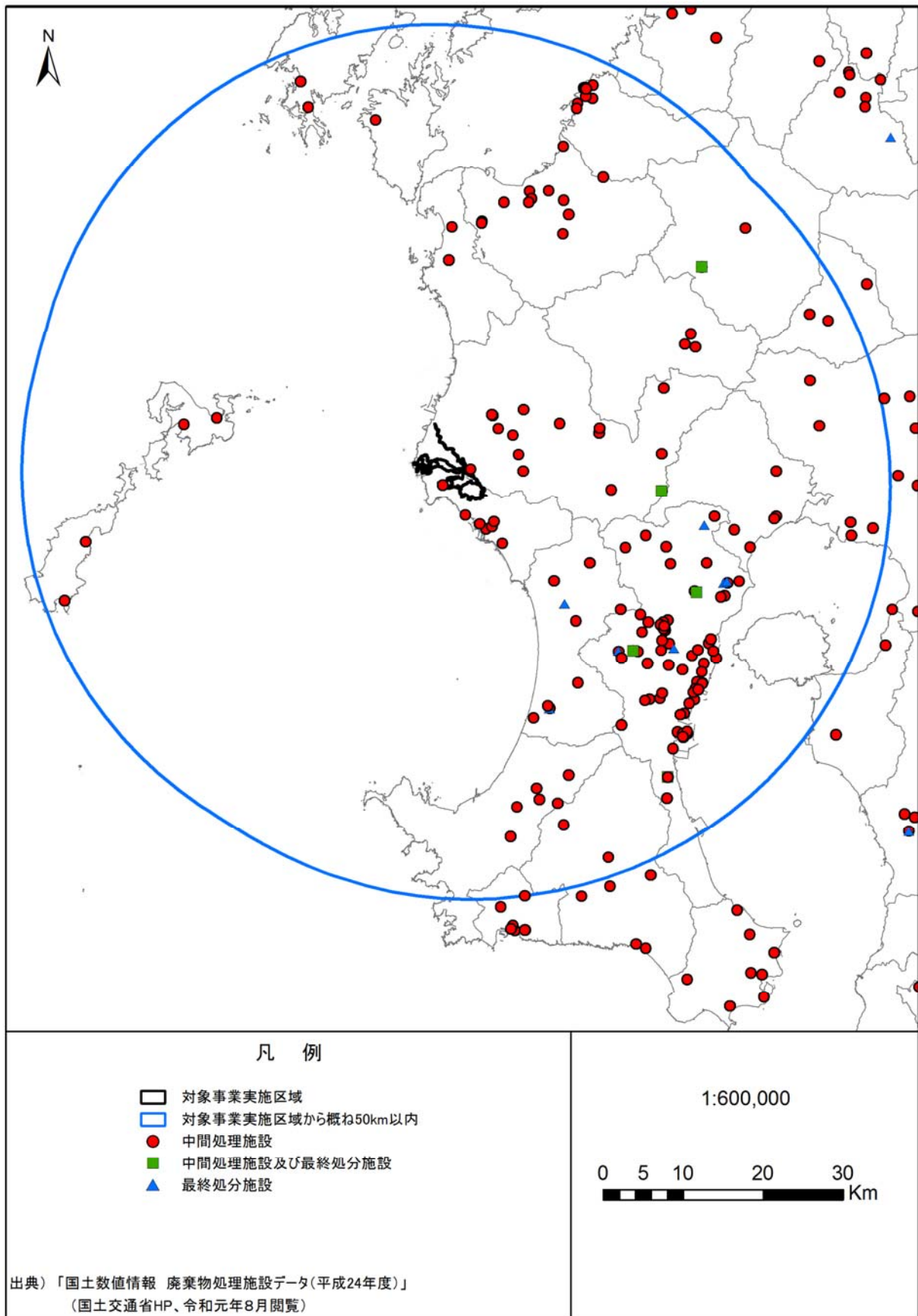


図 3.2-7 廃棄物処理施設等位置図

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

① 環境基準

イ. 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）により、表3.2-23に示すとおり定められている。

なお、表3.2-23に示す環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用されない。

表 3.2-23 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和53年環境庁告示第38号)	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。 (昭和53年環大企第262号)	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 (平成21年環境省告示第33号)	長期基準（1年平均値が15μg/m ³ 以下であること）及び短期基準（1日平均値の年間98パーセントイル値が35μg/m ³ 以下であること）の両者の基準を達成すること。 (平成21年環水大総発第090909001号)	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	昼間の1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
備考：1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

出典) 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環告第25号、最終改正：平成8年10月25日)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環告第38号、最終改正：平成8年10月25日)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環告第4号、最終改正：平成30年11月19日)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環告第33号)

ロ. 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）により、表3.2-24に示すとおり定められている。

なお、表3.2-24に示す環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音については適用されない。

表 3.2-24 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注）「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等をいい、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

出典）「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環告第64号、最終改正：平成24年3月30日）

対象事業実施区域及びその周辺の環境基準の類型指定状況は、表 3.2-25 及び図 3.2-8 に示すとおりであり、いずれの市も市街地を中心に地域の類型指定が行われている。

表 3.2-25 騒音に係る環境基準の類型指定地域

平成 24 年 3 月 30 日 鹿児島県告示第 421 号
 平成 24 年 3 月 30 日 いちき串木野市告示第 60 号
 平成 24 年 3 月 30 日 薩摩川内市告示第 216 号

類型指定地域		地域の類型	該当地域
鹿児島市 鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 垂水市 <u>薩摩川内市</u> 日置市 曾於市 霧島市 <u>いちき串木野市</u> 南さつま市	志布志市 奄美市 南九州市 伊佐市 始良市 さつま町 湧水町 錦江町 肝付町 中種子町 瀬戸内町 和泊町 知名町	A	都市計画法に基づく 第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
		B	都市計画法に基づく 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
		C	都市計画法に基づく 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

注) 1. 鹿児島県では A A 類型に指定されている地域はない。

2. 市の区域については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 24 年 4 月 1 日施行)により、市長が独自に指定している。

出典) 「令和元年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和元年)

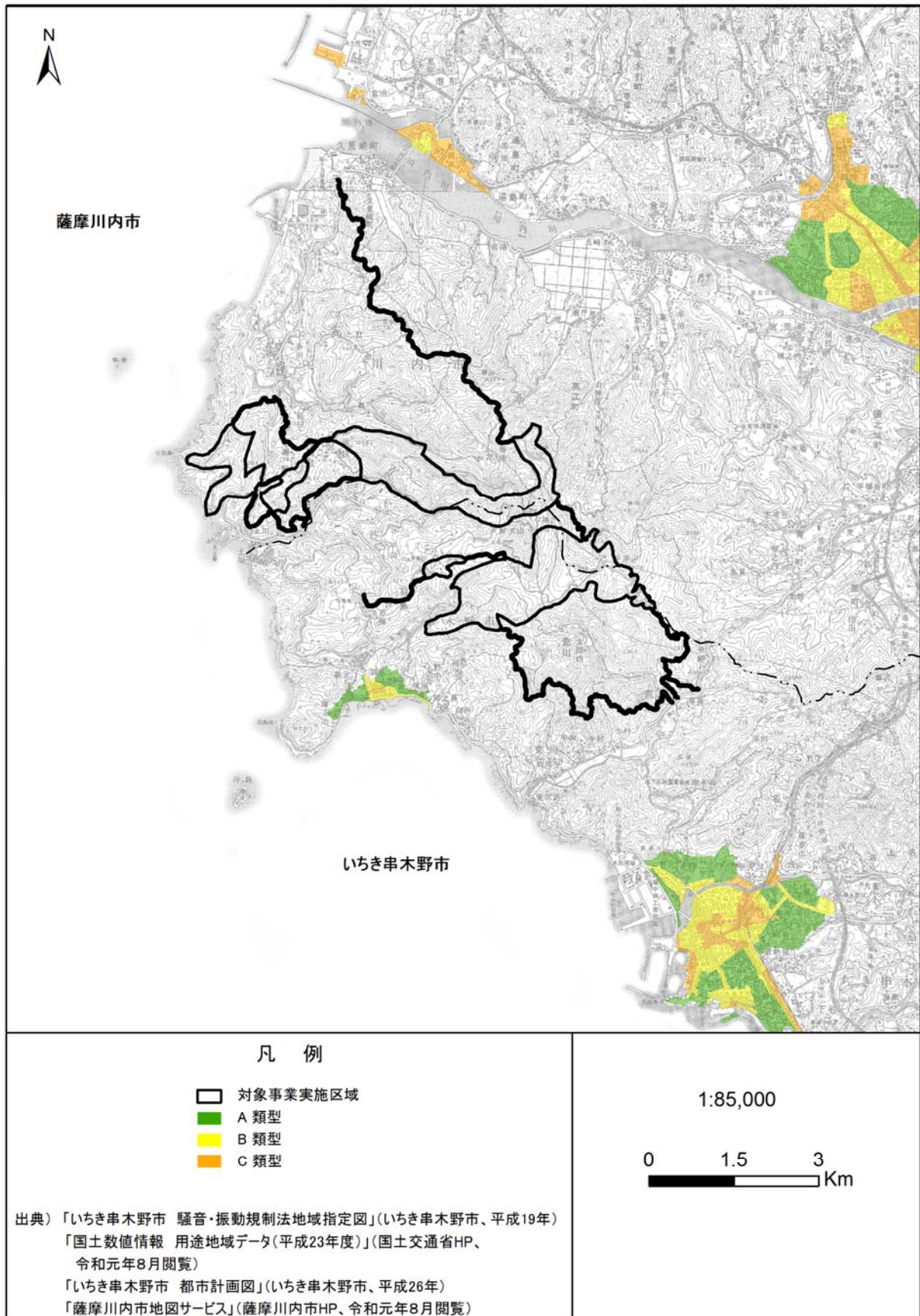


図 3.2-8 騒音に係る環境基準の類型指定地域

ハ. 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）により定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は表3.2-26に示すとおりであり、公共用水域及び地下水に適用される。また、「生活環境の保全に関する環境基準」は表3.2-27に示すとおりであり、公共用水域に適用される。

表 3.2-26 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考：	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環告第59号、最終改正：平成31年3月20日）

表 3.2-27 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L以上	—
備考： 1. 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 6. 「—」は、基準値が設定されていないことを示す。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環告第59号、最終改正：平成31年3月20日）

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考： 1. 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

出典）「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）

対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況は、表 3.2-28 及び図 3.2-9 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺では、川内川下流及び五反田川上流に A 類型、五反田川下流に B 類型が指定されている。

表 3.2-28 公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

ア BOD 等に係る環境基準

水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点	類型指定年月日	備考
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷、小倉	S46.5.25	H20.3.28 見直し
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	S50.4.21	H8.6.5 見直し
五反田川下流	上水道取水口から下流	B	イ	五反田橋	S50.4.21	

イ 水生生物に係る環境基準

水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点数	類型指定年月日
川内川	全域	生物 B	イ	3	H24.3.30
五反田川	全域	生物 B	イ	2	H23.3.29

注) 達成期間：「イ」とは、ただちに達成
「ロ」とは、5 年以内で可及的すみやかに達成
「ハ」とは、5 年を超える期間で可及的すみやかに達成
出典）「令和元年版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和元年）

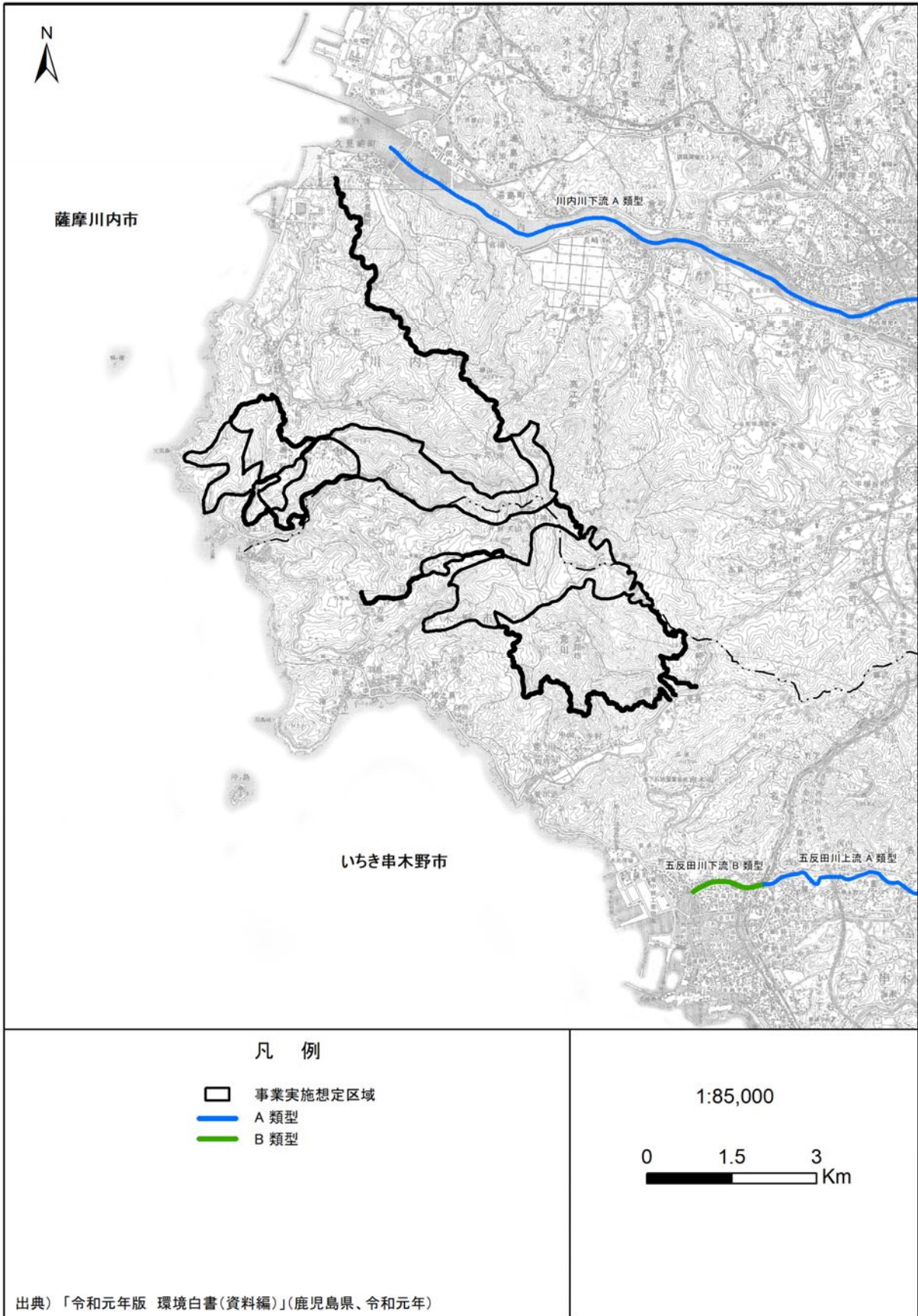


図 3.2-9 公共用水域に係る環境基準の類型指定状況

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-29 に示すとおりである。

表 3.2-29 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考： 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環告第10号、最終改正：平成31年3月20日)

二. 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2-30 に示すとおりである。

なお、環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表3.2-30の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用されない。

表 3.2-30 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考：	<ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典) 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正:平成31年3月20日)

ホ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）により、表3.2-31に示すとおり定められている。

表 3.2-31 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考：

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあたっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典) 「ダイオキシン類に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：平成21年3月31日）

② 規制基準等

イ. 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）により、ばい煙発生施設の種類、規模毎にばい煙に係る排出基準、一般粉じん発生施設の種類毎に構造等に関する基準等が定められている。また、薩摩川内市では、「薩摩川内市環境保全条例」（平成24年条例第38号）、いちき串木野市では「鹿児島県公害防止条例」（昭和46年鹿児島県条例第41号）に基づく、大気汚染（ばい煙、粉じん）に係る規制が行われている。

なお、本事業では、これらが適用されるばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設は設置しない。

ロ. 騒音

騒音については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）等に基づき、特定工場に関する規制並びに特定建設作業に関する規制、自動車騒音の要請限度の規制が行われている。

「騒音規制法」及び「薩摩川内市環境保全条例」（平成24年条例第38号）に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は表3.2-32、「鹿児島県公害防止条例」（昭和46年条例第41号）に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は表3.2-33に示すとおりである。また、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表3.2-34、自動車騒音の限度は表3.2-35に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺における区域の指定状況は、図3.2-10～12に示すとおりである。

対象事業実施区域は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」の第2種区域、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」の第1号区域、「自動車騒音の要請限度」のb区域に指定されている。

表 3.2-32 騒音規制法及び薩摩川内市環境保全条例に基づく
特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8～19時)	朝・夕 (6～8時) (19～22時)	夜間 22時～翌6時
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
備考： 1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。 2. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次のとおりである。 (1) 第1種区域良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 (2) 第2種区域住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 (3) 第3種区域住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 (4) 第4種区域主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域			

出典) 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生・農林・通産・運輸省告示第1号、最終改正：平成18年9月29日）
「薩摩川内市環境保全条例施行規則」（平成24年規則第57号）
「令和元年版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和元年）

表 3.2-33 鹿児島県公害防止条例に基づく
特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分	基準
昼間(午前 8 時から午後 7 時まで)	65 デシベル以下
朝(午前 6 時から午後 8 時まで) 夕(午後 7 時から午後 10 時まで)	55 デシベル以下
夜間(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)	45 デシベル以下

出典) 「鹿児島県公害防止条例施行規則」(昭和 47 年規則第 14 号)

表 3.2-34 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	地域の区分	特定建設作業	くくく い 打 機	くくく い 打 機	び よ う 打 機	さ く 岩 機	空 気 圧 縮 機	コ ン ス ク リ ア ル ト プ ラ ン ト	ア ス フ ア ル ト プ ラ ン ト	パ ッ ク ホ ウ	ブ ル ド ー ザ シ ョ ベ ル
		基準値	①②	85 デシベル							
作業時間	①	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと。									
	②	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと。									
1 日あたりの作業時間	①	10 時間/日を超えないこと。									
	②	14 時間/日を超えないこと。									
作業期間	①②	連続して 6 日を超えないこと。									
作業日	①②	日曜日その他休日でないこと。									
備考:											
1. 地域の区分欄の①は第 1 号区域、②は第 2 号区域を表す。											
①第 1 号区域: ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域											
イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域											
ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域											
エ 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80メートル以内の区域											
②第 2 号区域: 第 1 号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域											
2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。											
3. 基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について勧告、命令を行うに当たり、特定建設作業の作業時間(1日あたりの作業時間を 4 時間まで短縮)を変更することができる。											
4. 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。											

出典) 「令和元年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和元年)

表 3.2-35 自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6～22時)	夜間 (22時～翌6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
<p>備考：</p> <p>a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。</p> <p>a区域：専ら住居の用に供される区域。</p> <p>b区域：主として住居の用に供される区域。</p> <p>c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。</p>			
<p>（特例）幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、次表を用いる。</p>			
時間の区分			
昼間		夜間	
75 デシベル		70 デシベル	

出典) 「令和元年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和元年)

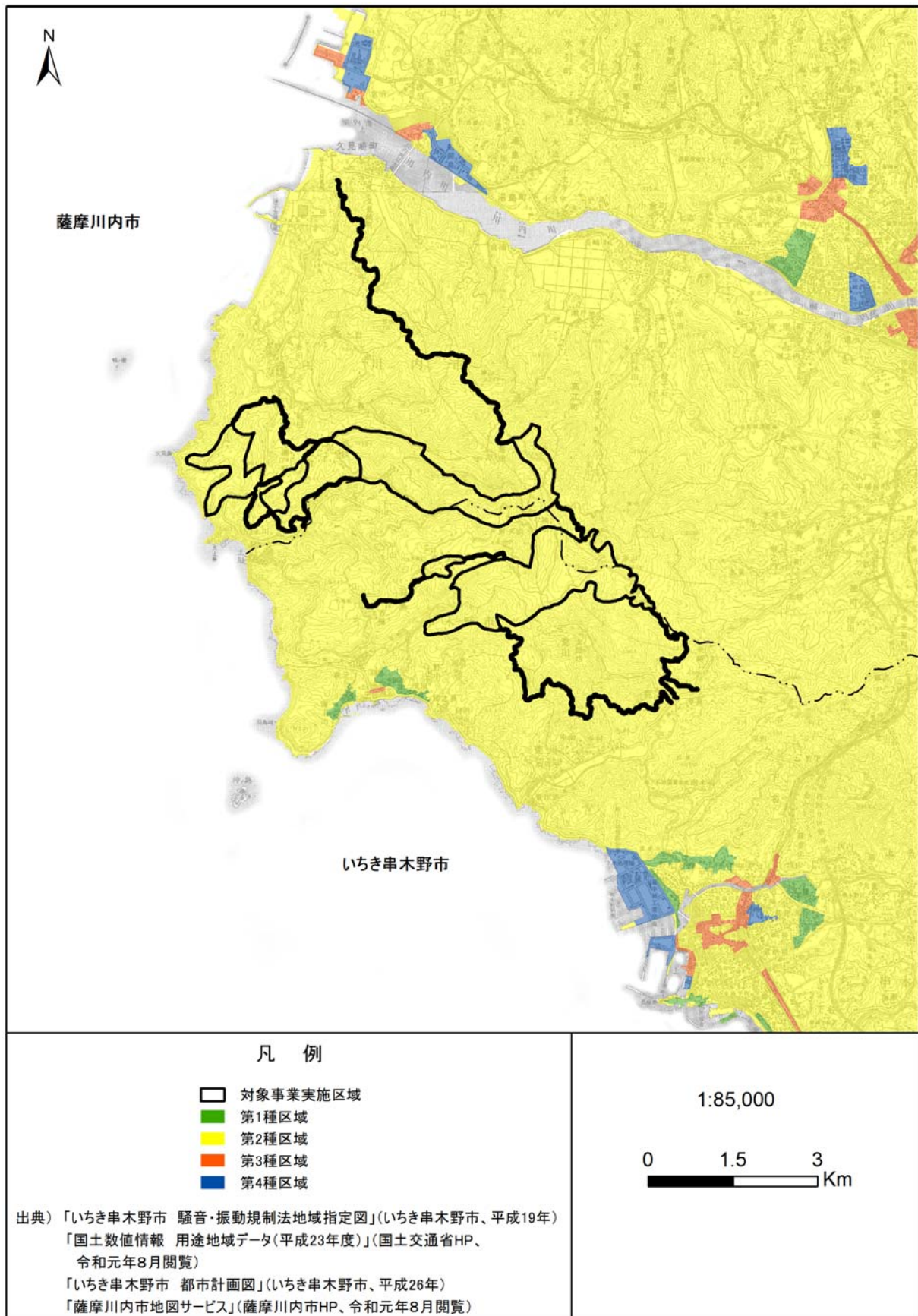


図 3.2-10 特定工場等に関する騒音規制区域

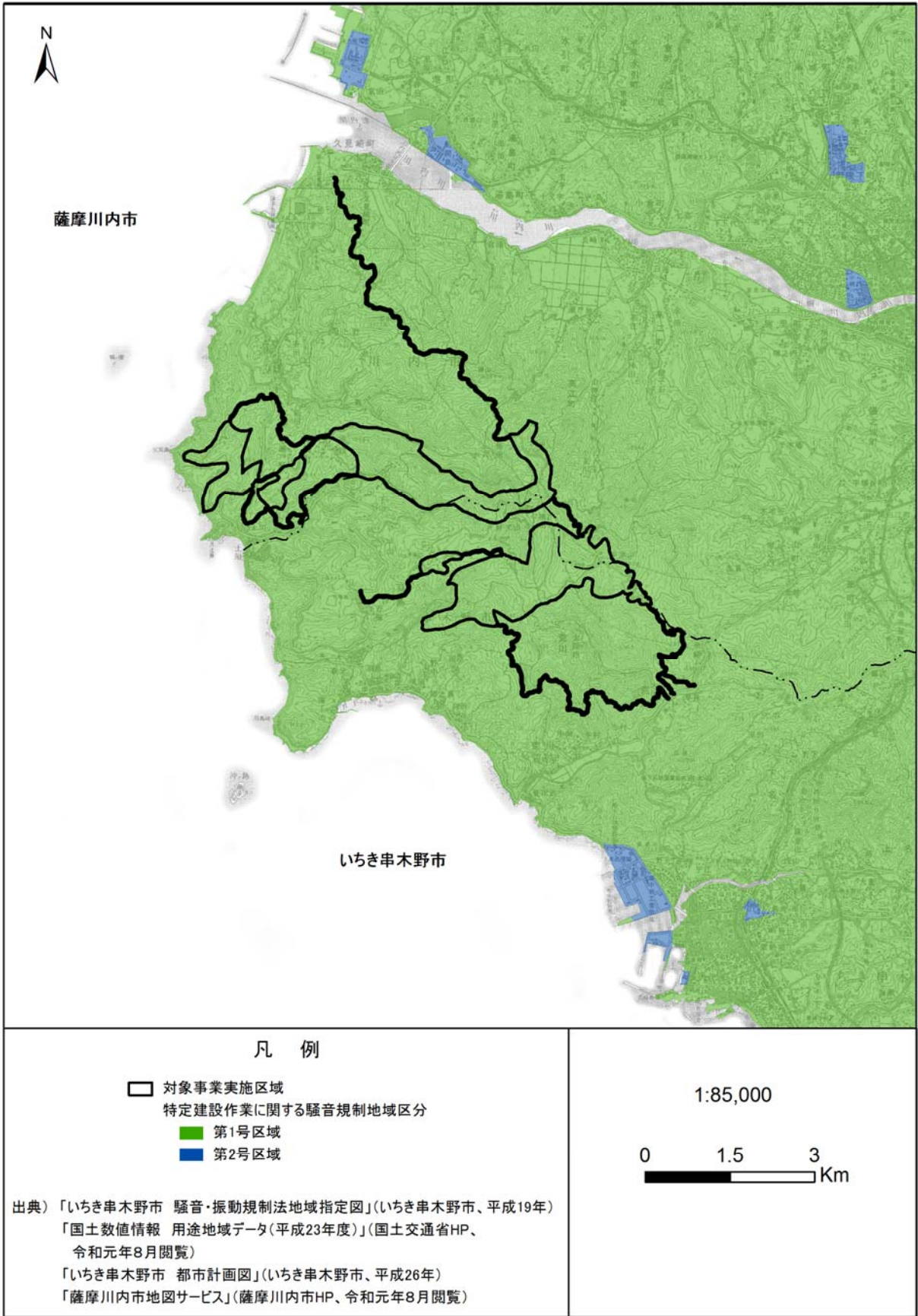


図 3.2-11 特定建設作業に関する騒音規制区域

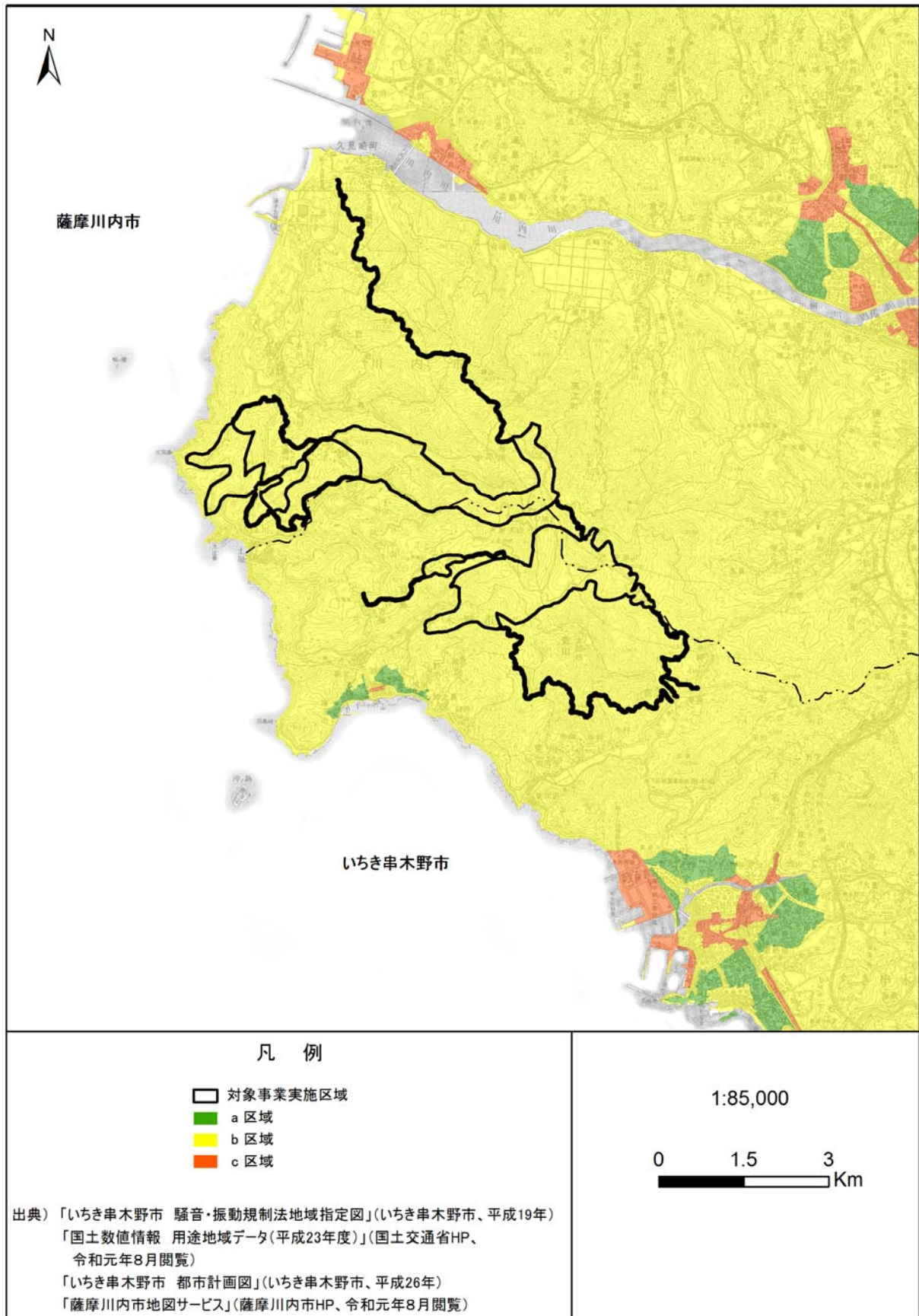


図 3.2-12 自動車騒音の要請限度の適用区域

ハ. 振 動

振動については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、特定工場に関する規制基準、特定建設作業に関する規制基準、道路交通振動の要請限度が定められている。

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は表 3.2-36、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 3.2-37、指定地域における道路交通振動の要請限度は表 3.2-38 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺における区域の指定状況は、図 3.2-13、14 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、「振動規制法」に基づく区域の指定はない。

表 3.2-36 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区分	昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～翌 8 時)
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：

1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。
2. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次のとおりである。
 - (1) 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 第 2 種区域 住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典) 「令和元年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和元年)

表 3.2-37 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業		
特定建設作業名		
① くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機を除く（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業		
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		
③ 舗装板破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）		
④ ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）		
注）当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。		
規制基準		
規制項目	基準	
基準値	75 デシベル	
作業禁止時間	第1号区域	午後7時～午前7時
	第2号区域	午後10時～午前6時
最大作業時間	第1号区域	10時間／日
	第2号区域	10時間／日
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日、休日	
注）振動の基準値は、作業の場所の敷地の境界線の値である。		
備考：		
第1号区域 ① 特定工場等に係る区域区分のうち、第1種区域及び第2種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域		
② 上記工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域		
ア 学校教育法第1条に規定する学校		
イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所		
ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの		
エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館		
オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム		
第2号区域 特定工場等に係る区域のうち、上記第1号区域以外の区域。		

出典）「令和元年版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和元年）

表 3.2-38 指定地域における道路交通振動の限度

区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～翌8時)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注）1．第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

2．振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

出典）「令和元年版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和元年）

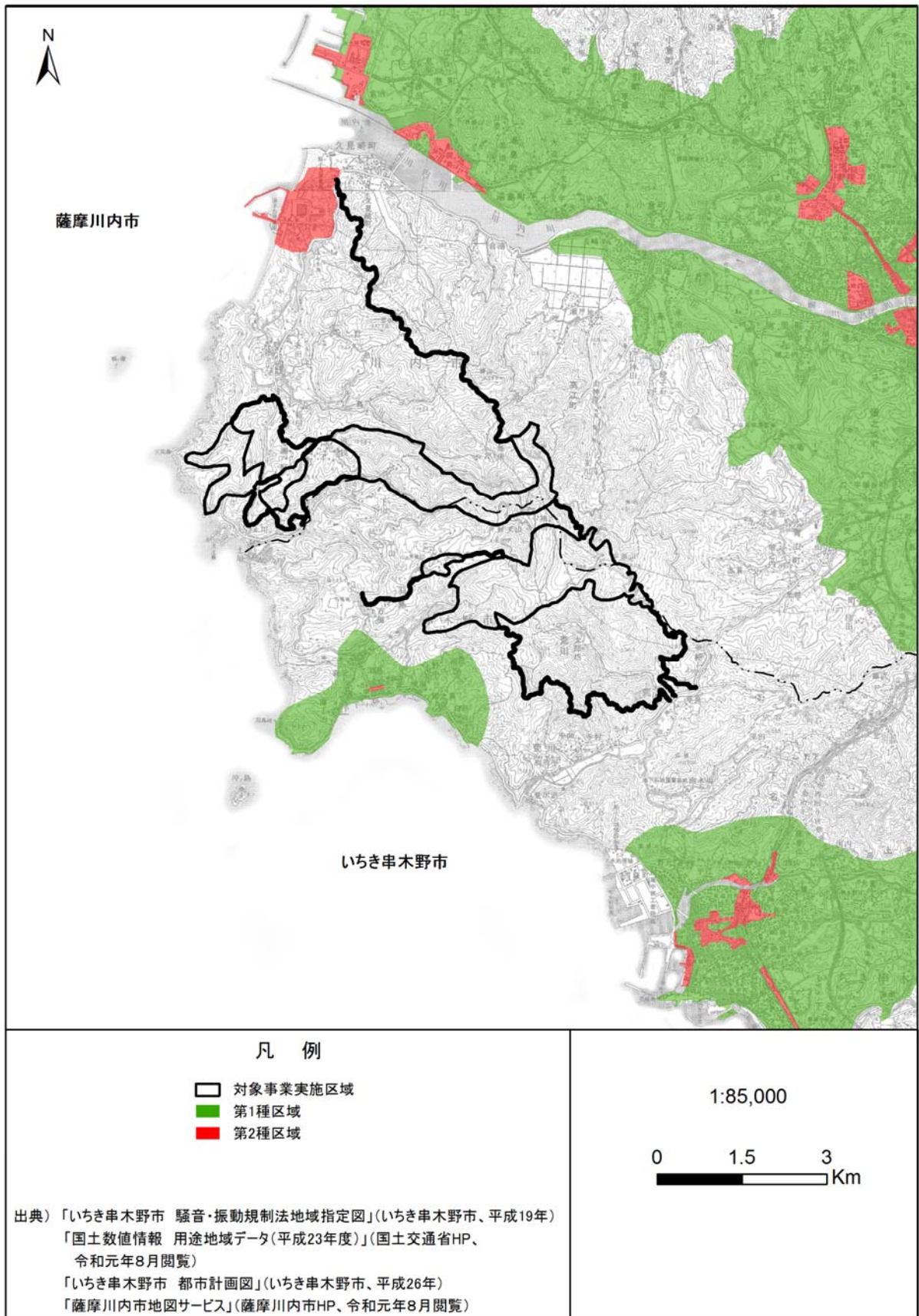


図 3.2-13 特定工場等に関する振動規制区域

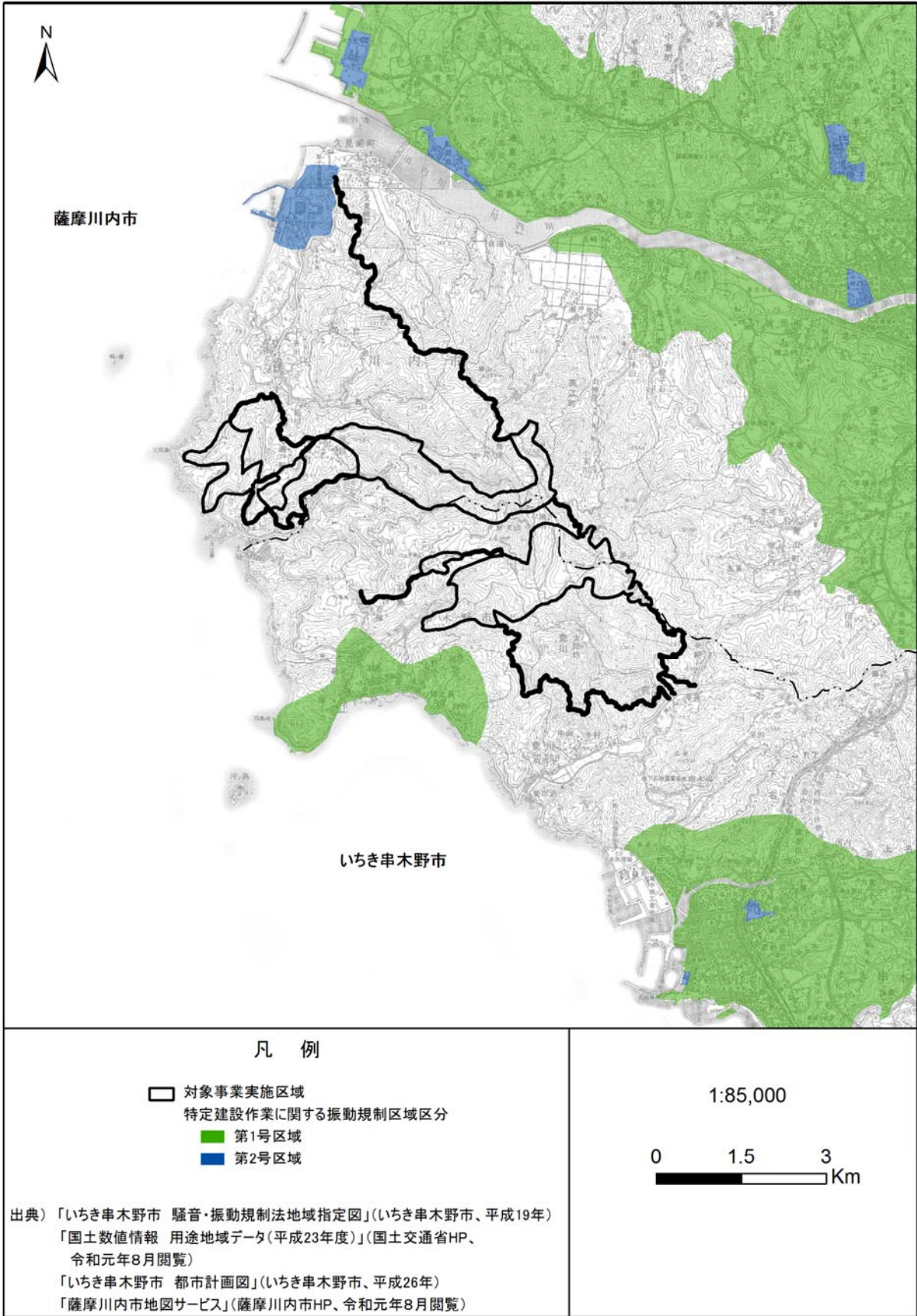


図 3.2-14 特定建設作業に関する振動規制区域

二．水質汚濁

水質汚濁防止については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）により、特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置する工場又は事業場から公共水域に排出される水について、排水基準が定められている。また、鹿児島県においては「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年鹿児島県条例第 21 号）に基づく、「上乘せ排水基準」が設定されている。

なお、本事業では、これらが適用される特定事業場は設置しない。

ホ. 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づき、汚染が確認された土地は、法第6条第1項に基づく要措置区域又は法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域に指定される。特定有害物質と区域の指定にかかる基準は、表3.2-39に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺には、指定区域は存在しない。

表 3.2-39 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

特定有害物質	指定基準	
	土壌溶出量	土壌含有量
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。	土壌1kgにつきカドミウム150mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	—
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	—
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	—
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	—
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—

出典) 「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日環境省令第29号、最終改正：平成31年4月1日）

へ. 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づき、地下水採取制限が行われるが、薩摩川内市及びいちき串木野市は、いずれも指定地域となっていない。

ト. 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、事業活動に伴って生じた廃棄物は分別、リサイクル等の適正な処理をする必要があり、事業者としての責任が以下のとおり定められている。

- ・ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。
- ・ 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）では、一定規模以上*¹の建設工事において、特定建設資材*²を現場で分別解体等するとともに、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物について再資源化等を行うことが義務付けられている。

注) * 1 : 一定規模以上とは、工事の種類により定められており、「その他の工作物に関する工事（土木工事等）では、請負金額 500 万円以上」であり、建築物では床面積等となっている。

* 2 : 特定建設資材とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材である。

③ その他の環境保全計画等

イ. 鹿児島県

(イ) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県では、「鹿児島県環境基本条例」(平成11年鹿児島県条例第10号)において「基本理念」を表3.2-40に示すとおり定め、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。また、鹿児島県環境基本条例第11条の規定により、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「鹿児島県環境基本計画」(平成10年3月策定、平成23年3月改訂)を策定している。計画の基本目標と主な施策は、表3.2-41に示すとおりである。

表3.2-40 鹿児島県環境基本条例の基本理念

1	環境の保全及び形成は、県民の健康で文化的な生活の基盤である健やかでうおいのある豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
2	環境の保全及び形成は、自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が構築されるように適切に行われなければならない。
3	環境の保全及び形成は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。
4	環境の保全及び形成は、すべての者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

出典) 「鹿児島県環境基本条例」(平成11年3月26日 鹿児島県条例第10号)

表3.2-41 鹿児島県環境基本計画の基本目標と主な施策

計画の基本目標	施策の展開
地球を守る脱温暖化への貢献 (低炭素社会づくり)	温暖化防止に向けた気運の醸成
	温室効果ガス排出削減対策の推進
	省エネルギー対策の推進
	森林の整備・保全の推進 国際協力等の推進
地球にやさしい循環型社会の形成 (循環型社会づくり)	廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進
	廃棄物の適正処理
	海岸漂着物対策の推進
	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進 フロン対策の推進
自然あふれる癒しのかごしまづくり (自然共生社会づくり)	自然環境の保全・活用
	県民参加の森林づくりの推進
	緑の空間の保全・整備
	水辺空間の保全・整備
	景観の形成
	大気環境の保全
	水・土壌環境の保全
	化学物質の環境安全管理
騒音・振動, 悪臭等の防止 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全	

出典) 「鹿児島県環境基本計画」(鹿児島県、平成23年)

(ロ) 再生可能エネルギー導入ビジョン 2018

鹿児島県では、平成 30 年 3 月に「再生可能エネルギー導入ビジョン 2018」を策定している。

再生可能エネルギーの促進に向けた基本理念及び基本方針を、表 3.2-42 に示すとおり定めており、2022 年度の再生可能エネルギー導入量は、発電合計で 391.7 万 kW と設定している。

表 3.2-42 再生可能エネルギー導入促進に向けた基本理念及び基本方針

基本理念	「エネルギーパークかごしま」の実現
基本方針	① 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進 ② 再生可能エネルギーの地産地消による雇用の創出、地域の活性化 ③ 県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進 ④ 再生可能エネルギー関連企業の育成等による地域振興の促進 ⑤ 再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上 ⑥ 再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制

出典) 「再生可能エネルギー導入ビジョン2018」 (鹿児島県、平成30年)

ロ. 薩摩川内市

(イ) 薩摩川内市環境基本計画

薩摩川内市では、「薩摩川内市環境基本条例」(平成16年薩摩川内市条例第171号)において「基本理念」を表3.2-43に示すとおり定め、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。また、薩摩川内市環境基本条例第8条の規定により、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「薩摩川内市環境基本計画(第2期)」(平成19年9月策定、平成28年3月改訂)を策定している。

環境の5分野に対する基本方針とそれに対して展開する施策を表3.2-44に示す。

表 3.2-43 薩摩川内市環境基本条例の基本理念

1 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。 2 環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として行われなければならない。 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

出典) 「薩摩川内市環境基本条例」(平成16年10月12日 薩摩川内市条例第171号)

表3.2-44 薩摩川内市環境基本計画の基本方針と展開する施策

環境の5分野	基本方針	展開する施策
環境保全活動等	みんなで考え、行動する快適な街づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育 ・環境学習の充実 ・環境保全活動の推進
生活環境	安全・安心な、快適に暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・健全な水循環の確保 ・公害等の苦情への適正な対応 ・原子力発電所周辺環境の保全
自然環境	自然にふれあい、共に生きるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全、自然とのふれあいの推進 ・貴重な生態系の保全 ・森林・農地の保全 ・風景・景観の保全
資源循環	資源を大切にすまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正処理、減量化と資源化 ・環境美化の推進 ・不法投棄対策の強化、漂着ごみ対策
地球環境	地球を大切にすまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化を防止する意識の向上 ・省エネルギーの推進 ・次世代エネルギーの普及 ・移動手段の低炭素化 ・都市の低炭素化

出典) 「薩摩川内市環境基本計画(第2期)」(薩摩川内市、平成28年)

(ロ) 薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン

薩摩川内市では、平成29年3月に「薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」を策定している。

ビジョンの施策に関する基本方針と取組テーマを表3.2-45に示すとおり設定し、その具体的な取組内容も明確にしている。また、平成36年度の再生可能エネルギー導入量の目標を16.9万kWに設定している。

表3.2-45 ビジョンの施策に関する基本方針と取組テーマ

基本方針	取組テーマ
1 市民理解の向上	<ul style="list-style-type: none"> ①市民にとっての分かりやすさを重視した普及啓発 ②快適で安全・安心な市民生活を支える次世代エネルギー技術の普及 ③「エネルギーのまち」のブランド化
2 全市レベルで取り組むエネルギー構造転換	<ul style="list-style-type: none"> ①スマートハウスの普及促進 ②事業活動への次世代エネルギーの浸透 ③次世代エネルギー発電事業等への立地促進
3 持続可能な産業構造への転換	<ul style="list-style-type: none"> ①既存のエネルギー関連産業に対する取組支援 ②エネルギー関連設備投資等に対する費用補助 ③次世代エネルギー産業創出に向けた基盤形成

注) 薩摩川内市では、太陽光や風力、バイオマス等の再生可能エネルギーに加えて、甌島の海洋資源を有することから未利用の海洋エネルギーまで含めたものを「次世代エネルギー」と呼んでいる。

出典) 「薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」(薩摩川内市、平成29年)

ハ. いちき串木野市

(イ) いちき串木野市環境基本計画

いちき串木野市では、「いちき串木野市環境基本条例」（平成19年いちき串木野市条例第11号）において「基本理念」を表3.2-46に示すとおり定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

また、いちき串木野市環境基本条例第8条の規定により、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「いちき串木野市環境基本計画」（平成23年3月）を策定している。

望ましい環境像を実現するため、表3.2-47に示すとおり環境目標及びそれを達成するための基本施策を設定している。

表3.2-46 いちき串木野市環境基本条例の基本理念

1	環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2	環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
3	地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

出典）「いちき串木野市環境基本条例」（平成19年3月30日 いちき串木野市条例第11号）

表3.2-47 いちき串木野市環境基本計画における環境目標と基本施策

望ましい環境像	環境分野	環境目標	基本施策
望ましい環境像 みんなではぐくむ、 水と緑と共生する まち・いちき串木野	自然環境	豊かな自然環境の保全とふれあいの推進	① 貴重な自然を守る ② 里地・里山・里海を守り育てる
	生活環境・地球環境	環境負荷の少ない環境にやさしい暮らしの実践	① 良好な生活基盤を確保する ② 循環型社会を形成する ③ 低炭素型社会を形成する
	快適環境	自然環境資源、文化資源を活かした快適な生活空間の確保	① 潤いのある町並みを創る ② 伝統・歴史・文化を活かす
	環境保全体制	環境を守り活かす地域づくりの推進	① 環境教育・学習に取り組む ② 環境保全・創造活動に取り組む

出典）「いちき串木野市環境基本計画」（いちき串木野市、平成23年）

(ロ) いちき串木野市地域創生エネルギービジョン

いちき串木野市では、平成30年3月に「いちき串木野市地域創生エネルギービジョン」を策定している。

地域創生エネルギービジョンの基本理念と基本方針を表3.2-48に示すとおり設定し、その具体的な取組内容を明確にしている。また、2027年度の再生可能エネルギー導入量の目標を7.7万kWに設定している。

表3.2-48 地域創生エネルギービジョンの基本理念と基本方針

基本理念	市民、事業者等との協働により、エネルギーの地産地消を更に進め、地域の活性化（産業の振興、雇用の創出）及び防災力の向上を図り、「環境維新のまちづくり」を目指す。
基本方針	(1)地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進 (2)環境保全につながる再生可能エネルギーの導入促進 (3)再生可能エネルギーの地産地消による地域の活性化 (4)公共施設等の防災力・防犯力の向上 (5)再生可能エネルギー導入への理解促進、市民・事業者等との協働による取り組みの推進

出典) 「いちき串木野市地域創生エネルギービジョン」(いちき串木野市、平成30年)

(2) 自然関係法令等

① 自然関係法令等の指定状況の概要

対象事業実施区域及びその周辺における、自然関係法令等による指定等の状況の概要は、表3.2-49に示すとおりである。

表 3.2-49 自然関係法令等による指定等の状況の概要

地域その他の対象		対象事業実施区域 における指定状況 (有：○、無：×)	関係法令等
自然保護	自然公園	国立公園	×
		国定公園	×
		県立自然公園	○
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×
		自然環境保全地域	×
		県自然環境保全地域	×
	自然遺産		×
	緑地	緑地保全地域	×
		生産緑地地区	×
	動植物保護	生息地等保護区	×
		鳥獣保護区	×
		特別保護地区	×
休猟区		×	
特定猟具使用禁止区域		×	
指定猟法禁止区域		×	
国際的に重要な湿地 に係る登録簿に掲げ られる湿地		×	
文化遺産		×	
特別史跡・ 特別名勝	国指定	×	
	県指定	×	
史跡・名勝	国指定	×	
	市指定	×	
特別天然記念物	国指定	×	
天然記念物	国指定	×	
	県指定	×	
	市指定	×	
埋蔵文化財包蔵地		○	
景観保全	景観計画区域		○
	景観地区		×
	風致地区		×
	重要伝統的建造物群保存地区		×
	重要文化的景観		×
国土防災	保安林		○
	砂防指定地		○
	急傾斜地崩壊危険区域		×
	地すべり防止区域		×
	土砂災害警戒区域		○
	土砂災害特別警戒区域		○
	山地災害危険地区		○
	土砂災害危険箇所		○

② 自然保護関係

イ. 自然公園等の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、表 3.2-50 及び図 3.2-15 に示すとおり、「県立自然公園条例」（昭和 33 年鹿児島県条例第 27 号）に基づく県立自然公園の指定がある。

表 3.2-50 対象事業実施区域及びその周辺の自然公園等の指定状況

公園名	面積 (ha)	指定年月日	含まれる市町村
川内川流域 県立自然公園	6,571.0	昭和 39 年 4 月 1 日	出水市、伊佐市、薩摩川内市、さつま町
	薩摩川内市の地域指定状況：普通地域 1,398.4ha		
吹上浜金峰山 県立自然公園	3,736.0	昭和 28 年 3 月 31 日	南さつま市、日置市、いちき串木野市
	いちき串木野市の地域指定の状況：第 2 種特別地域：115.0 ha、普通地域：149.0 ha		

出典) 「自然公園各種データ」（鹿児島県 HP、令和元年 8 月閲覧）

ロ. 鳥獣保護区の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、表 3.2-51 及び図 3.2-15 に示すとおり、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域の指定がある。

表 3.2-51 対象事業実施区域及びその周辺の鳥獣保護区等の指定状況

指定状況	名称	存続期間	面積 (ha)
県指定	中郷池周辺 鳥獣保護区	平成 25 年 11 月 1 日～平成 35 年 10 月 31 日	117
県指定	新田神社 鳥獣保護区	平成 26 年 11 月 1 日～平成 36 年 10 月 31 日	30
県指定	照島 鳥獣保護区	平成 25 年 11 月 1 日～平成 35 年 10 月 31 日	346
県指定	川内川流域 特定猟具使用禁止区域	平成 29 年 11 月 1 日～平成 39 年 10 月 31 日	1,330
県指定	永野 特定猟具使用禁止区域	平成 30 年 11 月 1 日～平成 40 年 10 月 31 日	79

出典) 「平成 30 年度 鹿児島県鳥獣保護区等位置図 3（北薩・始良・伊佐）」

(鹿児島県 HP、令和元年 8 月閲覧)

「鹿児島県公報 平成 29 年 10 月 31 日 第 3362 号の 2」（鹿児島県、平成 29 年）

「鹿児島県公報 平成 30 年 10 月 30 日 第 3464 号の 2」（鹿児島県、平成 30 年）

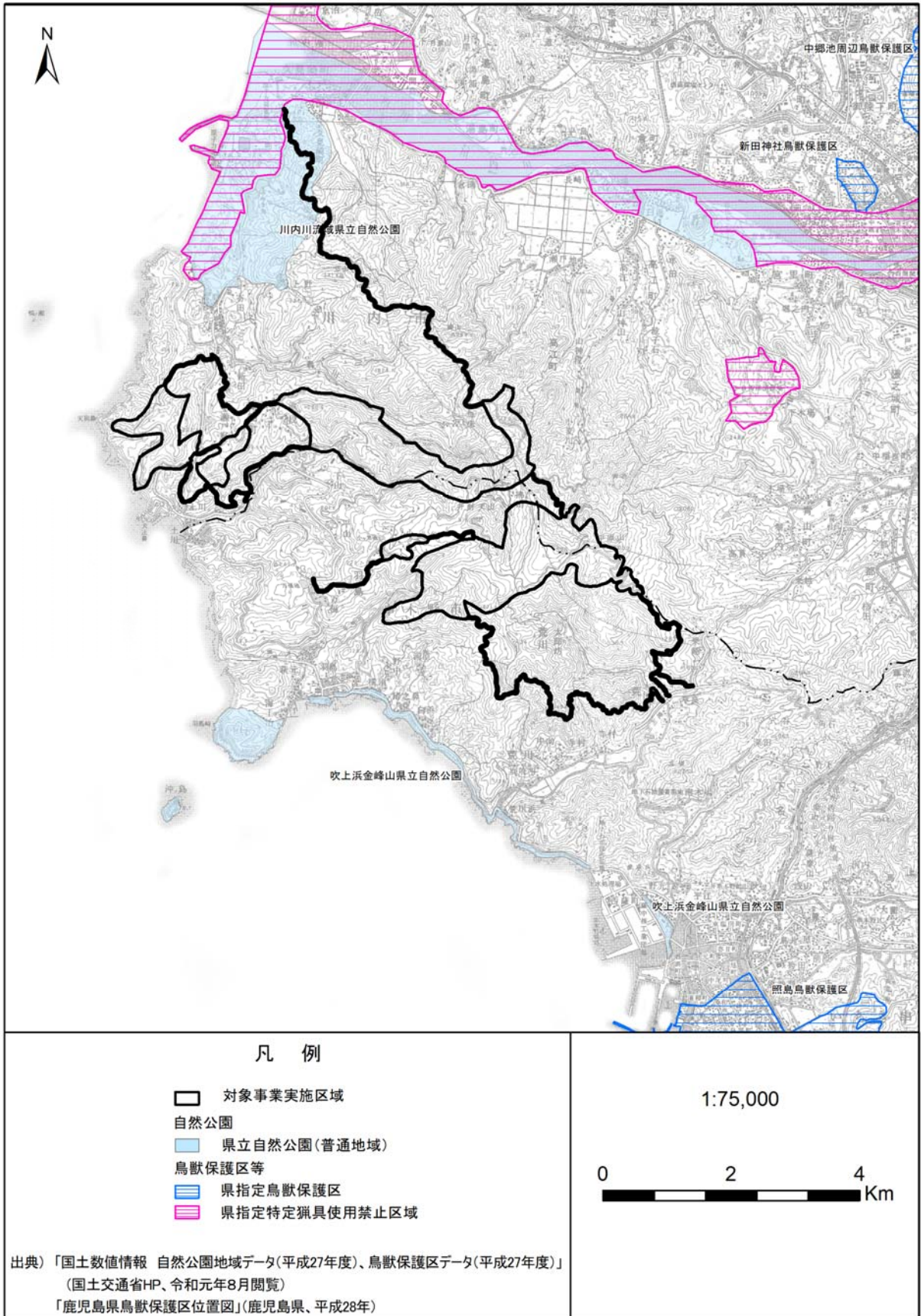


図 3.2-15 自然公園、鳥獣保護区等の位置

ハ．絶滅のおそれのある野生動植物の種の生息地等保護地の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく生息地等保護区はない。

なお、いちき串木野市の白浜海岸は、アカウミガメの上陸・産卵場所となっている。

③ 文化財保護関係

対象事業実施区域及びその周辺には、表 3.2-52 及び図 3.2-16 に示すとおり、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「鹿児島県文化財保護条例」（昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号）及び「薩摩川内市文化財保護条例」（平成 16 年薩摩川内市条例第 112 号）並びに「いちき串木野市文化財保護条例」（平成 17 年いちき串木野市条例第 177 号）に基づく文化財の指定がある。また、埋蔵文化財包蔵地は図 3.2-17 に示すとおりである。

なお、国指定天然記念物として、薩摩鳥、地頭鳥、ヤマネが地域を定めず指定されている。

表 3.2-52 文化財の指定状況

市町	分類		名称	所在地	指定年月日
薩摩川内市	県指定	天然記念物	オニバス自生地	寄田町小比良池	昭和 30 年 1 月 14 日
	市指定	天然記念物	新田神社の大樟	宮内町	昭和 46 年 11 月 1 日
			久見崎ハマボウ自生地	久見崎町	平成 12 年 8 月 1 日
			船間島古墳	港町	昭和 46 年 11 月 1 日
		史跡	天狗鼻海軍望楼台	寄田町	昭和 60 年 3 月 27 日
			横岡古墳	上川内町	昭和 46 年 11 月 1 日
いちき串木野市	市指定	天然記念物	うっがんだんの森	中尾町	昭和 49 年 4 月 26 日
			十里塚の榎	旭(金山)	平成 12 年 7 月 13 日
	史跡	薩摩藩留学生渡欧の地	羽島(浜田)	昭和 42 年 3 月 24 日	
		大中公の廟	上名(日置田)	昭和 42 年 3 月 24 日	
		串木野氏の墓	上名(大道庵)	昭和 42 年 11 月 8 日	

出典) 「統計いちき串木野ー平成 30 年度版ー」(いちき串木野市、平成 30 年)
「いちき串木野市文化財マップ」(いちき串木野市 HP、令和元年 8 月閲覧)
「指定文化財」(薩摩川内市歴史資料館 HP、令和元年 8 月閲覧)
「薩摩川内市の指定文化財等一覧」(薩摩川内市 HP、令和元年 8 月閲覧)

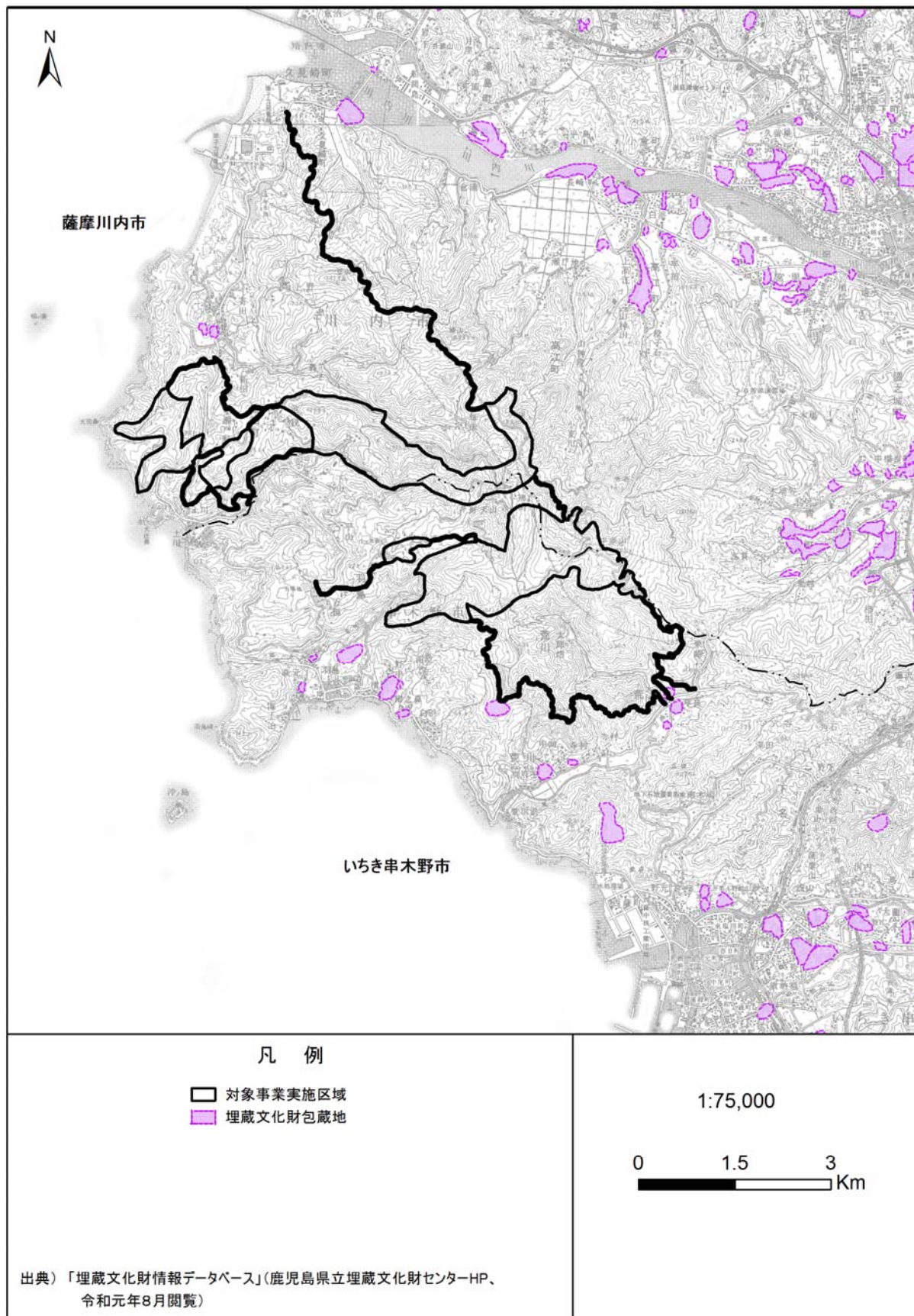


図 3.2-17 埋蔵文化財包蔵地の位置

④ 景観保全関係

薩摩川内市及びいちき串木野市は、「景観法」（平成16年法律第110号）に基づき景観行政団体に指定されており、薩摩川内市では、市全域が景観計画区域となっている。また、鹿児島県では、鹿児島県景観条例第6条第3項の規定より、市町村が景観計画の策定を行う際に参考となる指針として、「鹿児島県景観形成ガイドライン」（鹿児島県、平成20年）を策定している。

景観条例、景観計画の策定状況は、表3.2-53に示すとおりである。

表3.2-53 景観条例、景観計画の策定状況

市町	景観行政団体指定	景観条例	景観計画策定
鹿児島県	平成16年12月17日	鹿児島県景観条例 (平成19年12月25日 鹿児島県条例第62号)	—
薩摩川内市	平成19年4月1日	薩摩川内市景観条例 (平成20年9月26日薩 摩川内市条例第42号)	薩摩川内市ふるさと景観計 画 (平成27年3月改正)
いちき 串木野市	平成27年2月1日	—	—

さらに、鹿児島県は、風力発電施設による景観上への影響を保全するため、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」（鹿児島県、平成22年）を策定しており、ガイドラインの概要は表3.2-54に示すとおりである。

表3.2-54 鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン

(抜粋)

施行：平成22年4月1日
<p>1. 適用の範囲 このガイドラインは、県内における風力発電施設の建設等に適用する。ただし、出力規模の合計（増設する場合は、増設後の一団の合計）が1,000kWに満たない風力発電施設の建設等については適用しない。</p> <p>2. 事業者が遵守すべき基準 風力発電施設の建設等に当たって事業者が遵守すべき基準（以下「基準」という）は次のとおりとする。</p> <p>(1) 風力発電施設の建設地の選定に当たっては、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 風力発電施設の建設等に当たっては、次の点について配慮するものとする。 ア 主要な眺望景観を阻害しないこと。 イ 地域固有の景観を阻害しないこと。 ウ その他、周囲の景観との調和を図ることとし、特に次の点に留意すること。 ・ 位置については、山の稜線を乱さないようにすること。 ・ 色彩については、白又は薄い灰色を基調とすること。ただし、他法令の規定により着色が義務付けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 風力発電施設の建設等の予定地が所在する市町村及び主要な眺望点又は地域固有の景観を望める視点場が位置する市町村（以下「関係市町村」という。）において、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画が策定されている場合には、当該景観計画との整合を図るものとする。</p>

⑤ 国土防災関係

対象事業実施区域及びその周辺には、図 3.2-18 に示すとおり、「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の指定がある。また、図 3.2-19(1) に示すとおり、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域並びに「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がある。また、図 3.2-19(2) に示すとおり、林野庁の山地災害危険地区調査要領(平成 28 年 7 月)に基づく山地災害危険地区及び鹿児島県が公表する土砂災害危険箇所の指定がある。

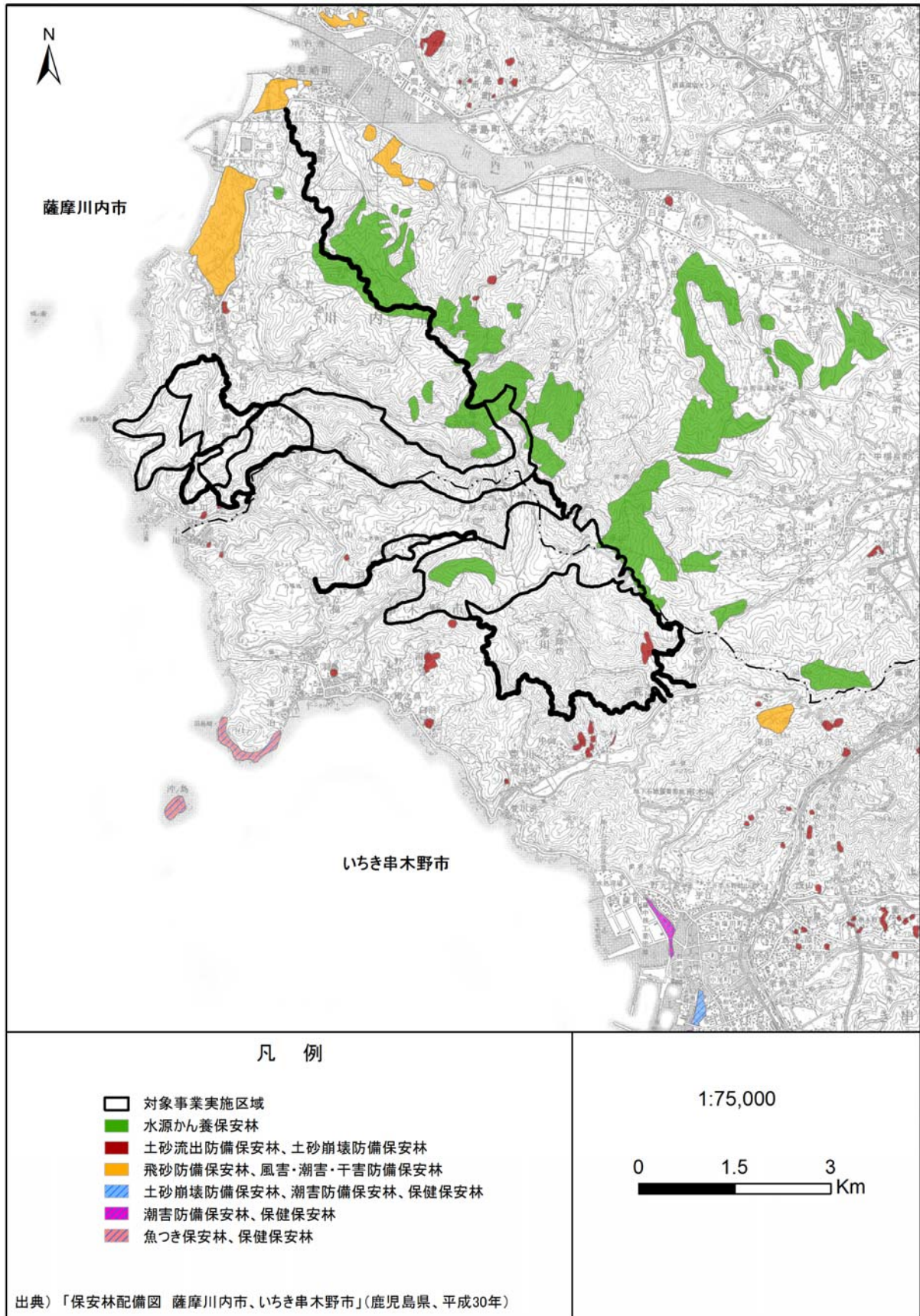
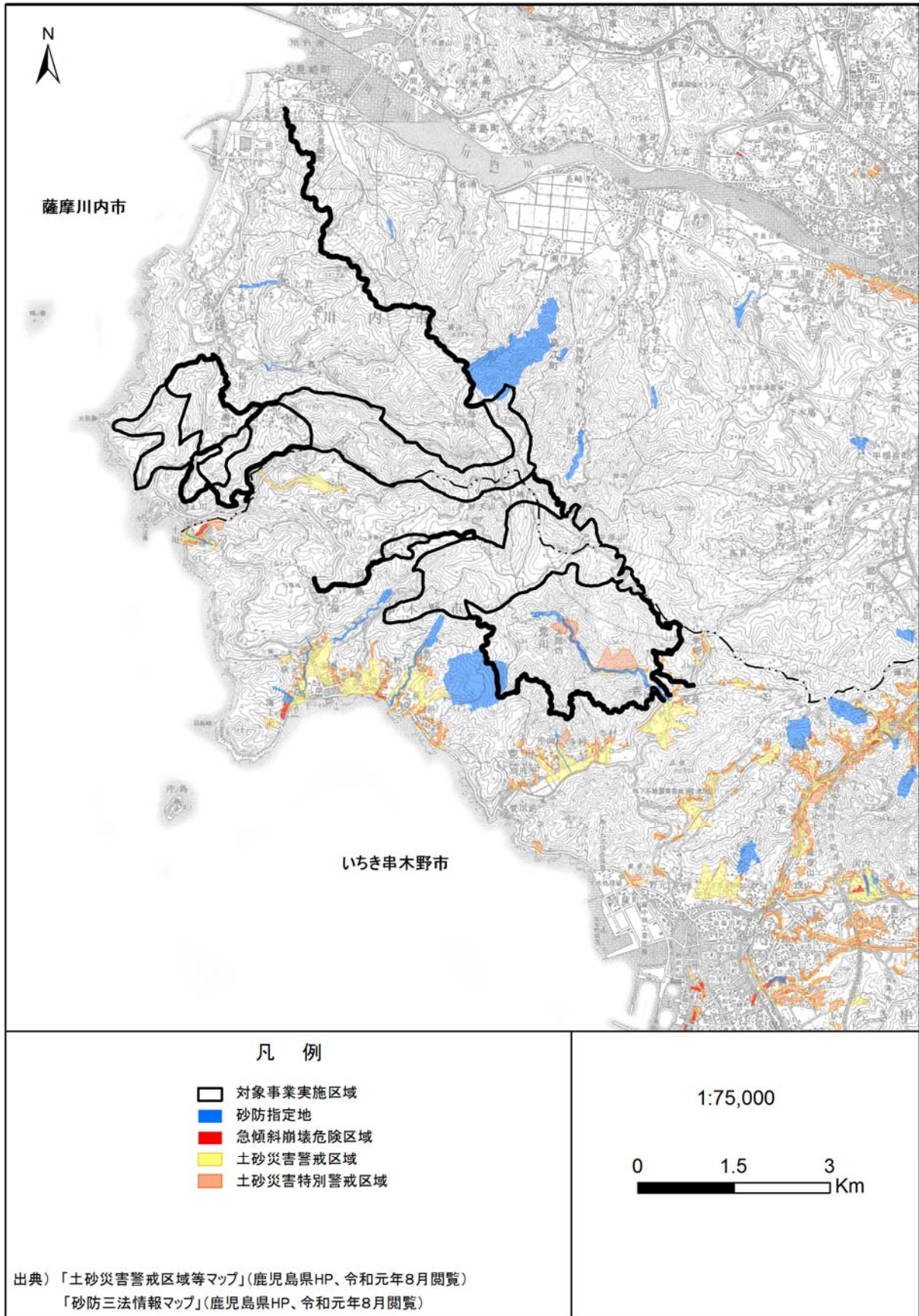


図 3.2-18 保安林の指定状況



注) 図の範囲内に地すべり防止区域は存在しない。

図 3.2-19(1) 国土防災に係る指定地等

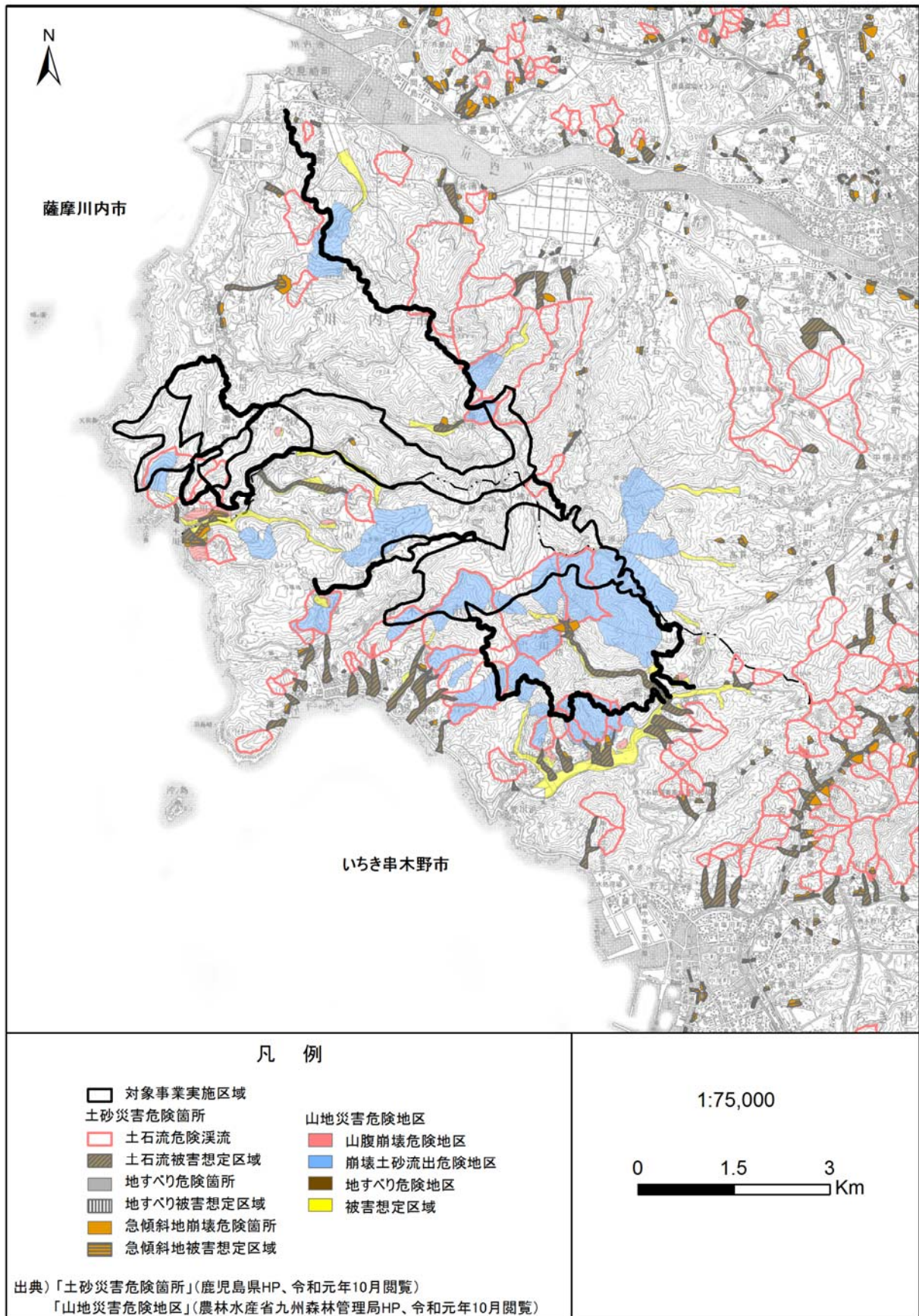


図 3.2-19(2) 国土防災に係る指定地等

(空 白)